

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器

(平成十七年三月二十五日)
(厚生労働省告示第百十二号)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器を次のように定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器

(平二六厚労告四〇四・改称)

(指定高度管理医療機器等の基準)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器は、別表第一の下欄に掲げる基準に適合する同表の中欄に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十一条第三項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準(平成十七年厚生労働省告示第百二十二号。以下「基本要件基準」という。)に適合するものとする。ただし、当該高度管理医療機器の形状、構造及び原理、使用方法又は性能等が既存の高度管理医療機器(別表第一において「既存品目」という。)と実質的に同等でないときは、この告示の規定は適用しない。

2 法第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器は、別表第二又は別表第三の下欄に掲げる基準に適合する同表の中欄に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)であって、基本要件基準に適合するものとする。ただし、当該管理医療機器の形状、構造及び原理、使用方法又は性能等が既存の管理医療機器と明らかに異なるときは、この告示の規定は適用しない。

(平二六厚労告四〇四(平二六厚労告四三九)・旧本則・全改、平二七厚労告四一三・令二厚労告二九五・一部改正)

(その他基準の適合に関し必要な事項)

第二条 この告示に定めるもののほか、法第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の適合に関し必要な事項は、厚生労働省医薬局長が定めるものとする。

(平二六厚労告四〇四(平二六厚労告四三九)・旧本則・全改、平二七厚労告四一五・令五厚労告二五七・一部改正)

附 則

別表第三の日本産業規格又は国際電気標準会議が定める規格の欄に掲げる産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)T三一〇二号の表1及び表3の規定は、当分の間、適用しない。

(令元厚労告四八・旧第一項・一部改正)

改正文 (平成二六年十一月五日厚生労働省告示第四〇四号) 抄

平成二十六年十一月二十五日から適用する。

改正文 (平成二六年十一月二日厚生労働省告示第四三九号) 抄

第三十七条及び第三十八条の規定は、公布の日から適用する。

改正文 (平成二六年十一月二五日厚生労働省告示第四四五号) 抄

別表第二の八百二十八の項から九百三十五までの項に掲げる医療機器については、この告示の適用の日から起算して三月を経過する日までの間(当該期間内に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の認証の申請をした場合において、当該期間内に認証の拒否の処分があったときは当該処分のあった日までの間、当該期間を経過したときは当該申請について認証又は認証の拒否の処分があるまでの間)は、なお従前の例によることができる。

改正文 (平成二九年三月三一日厚生労働省告示第一五九号) 抄

公布の日から適用する。ただし、別表第一の十一の項に掲げる品目のうちハロタン用麻酔薬気化器については、公布の日から起算して一年間は、改正後の告示別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

改正文 (平成二九年五月二六日厚生労働省告示第二〇五号) 抄

平成二十九年五月二十六日から適用する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省告示第四八号) 抄

(適用期日)

1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から適用する。

改正文（令和二年六月二六日厚生労働省告示第二四六号）抄

この告示の適用前にこの告示による改正前の別表第三の七百五十の基準適合性認証を取得した医療機器については別表第三の九百三十八の基準に適合しているものとみなす。

改正文（令和二年八月二一日厚生労働省告示第二九五号）抄

令和二年九月一日から適用する。

附 則（令和五年八月三〇日厚生労働省告示第二五七号）

この告示は、令和五年九月一日から適用する。

別表第一

（平二六厚労告四〇四・追加、平二七厚労告一二〇・平二七厚労告四一三・平二七厚労告四一五・平二七厚労告四四三・平二七厚労告四七八・平二八厚労告一一八・平二九厚労告一五九・令五厚労告六四・令五厚労告二五七・一部改正）

番号	医療機器の名称	基準	
		既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準	使用目的又は効果
一	1 インスリンペン型注入器	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 機械的性能 2 投与量の精度 3 無ディフェクト性	専用医薬品カートリッジ及びペン形注入器注射針を取り付けて使用し、皮下へインスリンを注入すること。
二	1 ヘパリン使用人工心肺回路用血液フィルタ 2 ヘパリン使用単回使用人工心肺用除泡器	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 血球損傷 2 ろ過効率 3 流量 4 気泡除去性能 5 ヘパリンコーティング	心肺バイパス手術時に使用し、血液から凝血塊や気泡等を除去すること。
三	1 経腸栄養用輸液ポンプ 2 汎用輸液ポンプ 3 注射筒輸液ポンプ 4 患者管理無痛法用輸液ポンプ	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 設定流量 2 ボーラス量 3 保護機能 4 高優先度アラーム	医薬品及び溶液等をポンプによって発生した陽圧により患者に注入することを目的とし、あらかじめ設定された投与速度又は投与量に従って連続(持続)注入、非連続(間欠)注入又はボーラスを制御するポンプであること。
四	1 再使用可能な手動式肺人工蘇生器 2 単回使用手動式肺人工蘇生器	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 円錐コネクタの形状及び精度 2 酸素供給及び吸気酸素濃度 3 一回換気量 4 吸気及び呼気抵抗 5 高流量酸素付加時の呼気陽圧 6 死腔量 7 加圧調整能 8 機械的衝撃に対する耐性 9 水浸しに対する耐性 10 想定環境での正常動作 11 PEEPバルブの最大圧	主に緊急時において無呼吸又は不十分な呼吸を呈する患者を蘇生するため、人工呼吸を行うこと。

五	1 物質併用電気手術器 2 物質併用処置用能動器具	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 制御器、計測器及び表示器の正確性 2 高周波出力性能 3 対極板接触監視機能 4 ガスの流量、圧力及び気密性 5 高周波電流及びガスの導通性 6 誤操作及び誤接続等防止の評価 7 耐電圧	アルゴンガスを用いることにより生じるアルゴンプラズマを併用し、高周波電流を用いた生体組織の切開又は凝固を行うために使用すること。
六	1 麻酔深度モニタ 2 解析機能付きセントラルモニタ 3 不整脈モニタリングシステム 4 重要パラメータ付き多項目モニタ 5 無呼吸モニタ 6 無呼吸アラーム 7 不整脈解析機能付心電モジュール 8 心電・呼吸モジュール 9 神経探知モジュール 10 頭蓋内圧モジュール	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 アラーム機能 2 生体情報計測機能 3 無線通信機能 4 重要パラメータ解析機能	重要パラメータ(不整脈を検出し、無呼吸を検出し、又は、麻酔等における弛緩薬及び局所麻酔薬の投与量の決定を支援するためのもの)を含む生体情報を収集し、監視すること。
七	1 未滅菌絹製縫合糸 2 滅菌済み絹製縫合糸 3 ポリエステル縫合糸 4 ポリエチレン縫合糸 5 ポリプロピレン縫合糸 6 ポリブテステル縫合糸 7 ポリテトラフルオロエチレン縫合糸 8 プラスチック製縫合糸 9 ポリアミド縫合糸 10 ポリビニリデンフルオライド縫合糸 11 ポリウレタン縫合糸 12 ビニリデンフルオライド・ヘキサフルオロプロピレン重合体縫合糸 13 ステンレス製縫合糸 14 チタン製縫合糸	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 寸法 2 引張り強さ 3 針付縫合糸の引き抜き強さ 4 色素の溶出性 5 耐食性 6 縫合針の曲げ強さ 7 縫合針の形状及び寸法 8 縫合針の材料特性	組織の縫合、結 ^{さつ} 紮及び医療機器と組織の固定に用いること。
八	1 持続的気道陽圧ユニット 2 持続的自動気道陽圧ユニット	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 最大供給圧力 2 供給圧力精度 3 自動圧力調節機能 4 円錐コネクタの形状及び精度 5 構成医療機器の性能	医師の指導の下、睡眠時無呼吸症候群の患者の呼吸を補助すること。

		6 遠隔的に設定変更する機能	
九	1 自己検査用グルコース測定器	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 日内再現性 2 日間再現性 3 システムの精確さ 4 ヘマトクリット値の評価 5 干渉物質	自己検査による血液中のグルコースを測定すること。
十	1 脳神経外科手術用ナビゲーションユニット	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 距離計測の測定精度 2 角度計測の測定精度	脳神経外科手術又は脳神経外科手術及び整形外科手術その他の外科手術において、位置情報を把握するために、位置検出器からの情報をコンソール上に表示すること。
十一	1 イソフルラン用麻酔薬気化器 2 デスフルラン用麻酔薬気化器 3 セボフルラン用麻酔薬気化器 4 ハロタン用麻酔薬気化器	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 濃度設定範囲及び濃度精度 2 気密性 3 濃度調整機構 4 高流量酸素添加に伴う蒸気圧力 5 円錐コネクタの形状及び精度 6 交差汚染防止機能 7 薬液充填機能 8 薬液漏出防止機能	麻酔システムに接続し、揮発性麻酔薬をあらかじめ設定された濃度に気化させるために使用すること。
十二	1 放射線治療計画プログラム	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 輪郭作成機能 2 輪郭／線量分布変形機能 3 線量分布処理／表示機能 4 幾何学的パラメータ表示機能 5 画像情報表示機能	画像診断装置で撮影した医用画像、放射線治療計画装置で作成した放射線治療計画情報の処理及び表示を行うことにより、放射線治療計画を支援すること。なお、線量計算機能は含まない。

別表第二

(平二七厚労告四一三・追加、平二七厚労告四一五・平三〇厚労告四一六・令元厚労告一五・令四厚労告三三〇・令五厚労告六四・令五厚労告二五七・令五厚労告二九二・令六厚労告一一〇・一部改正)

番号	医療機器の名称	基準	使用目的又は効果
		既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準	
一	1 アナログ式口外汎用歯科X線診断装置 2 デジタル式口外汎用歯科X線診断装置	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 医用電気機器の安全性 2 放射線防護 3 空気カーマの直線性 4 放射線出力の再現性 5 X線管負荷条件の正確さ	口腔外に設置したX線装置又は口腔外で操作者が手で保持したX線装置から照射し、人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のため

		6 X線源装置の仕様 7 画像性能 8 線量測定値の表示 9 手持ち撮影を意図する装置のX線管負荷状態での漏れ放射線 10 手持ち撮影を意図する装置の迷放射線に対する防護	^{かく} めの歯又は顎部の画像情報を提供すること。
二	1 頭蓋計測用X線診断装置	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 医用電気機器の安全性 2 放射線防護 3 空気カーマの直線性 4 放射線出力の再現性 5 X線管負荷条件の正確さ 6 X線源装置の仕様 7 画像性能 8 線量測定値の表示	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
三	1 輸液ポンプ用輸液セット 2 自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 気密性 2 引張強さ 3 おす ^{かん} 嵌 ^{かん} 合部及びめす ^{かん} 嵌 ^{かん} 合部 4 点滴筒及び点滴口 5 流量調節器 6 構成品	注射筒を使用しないで、多量の注射用医薬品を注入する目的で使用する。
四	1 交換輸血用輸血セット 2 輸血セット 3 輸血用連結管	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 気密性 2 引張強さ 3 流量 4 おす ^{かん} 嵌 ^{かん} 合部及びめす ^{かん} 嵌 ^{かん} 合部 5 点滴筒及び点滴口 6 流量調節器 7 構成品	人全血等血液製剤を投与する目的で使用する。
五	1 静脈ライン用フィルタ	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 気密性 2 引張強さ 3 孔径 4 おす ^{かん} 嵌 ^{かん} 合部及びめす ^{かん} 嵌 ^{かん} 合部	輸液セット等に接続して、医薬品中の微小異物、細菌又は真菌の除去に用いること。
六	1 呼吸装置治療支援プログラム	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 接続する併用医療機器からのデータ受信機能	在宅及び院内で使用される人工呼吸器等呼吸治療装置の患者情報及び治療情報を集中管理するために使用すること。なお、医師の指導の下、人工

		2 処方作成及び接続する併用医療機器への送信機能 3 新旧プログラムの登録データの同期を目的としたデータ転送機能	呼吸器等の処方(設定パラメータ)を変更可能であること。
七	1 創外固定器治療計画支援プログラム	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 接続する併用医療機器等からのデータ受信機能 2 矯正スケジュール計算及び表示機能 3 矯正スケジュール送信機能	創外固定器使用時に、患者情報や併用する機器情報を入力し創外固定の治療計画の決定を支援すること。
八	はん 1 汎用針付注射筒	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1 材質並びに形状及び構造 2 物理的要求事項 3 化学的要求事項 4 無菌性の保証 5 生物学的要求事項	注射針等を用いて注射用医薬品を注入し、又は血液若しくは体液等を採用すること。

別表第三

(平一七厚労告三七三・平一七厚労告四七一・平一八厚労告四六二・平一九厚労告二七・平二〇厚労告三七三・平二〇厚労告五二八・平二二厚労告三六・平二二厚労告二〇七・平二二厚労告二六一・平二二厚労告三五四・平二三厚労告九七・平二三厚労告二六四・平二三厚労告三八二・平二四厚労告六九・平二四厚労告四三五・平二四厚労告五六七・平二五厚労告二八・平二五厚労告二三〇・平二五厚労告三三二・平二六厚労告三八・平二六厚労告一八一・平二六厚労告二五四・平二六厚労告三五七・平二六厚労告三九五・一部改正、平二六厚労告四〇四・旧別表・一部改正、平二六厚労告四四五・平二七厚労告一二〇・平二七厚労告二九五・一部改正、平二七厚労告四一三・旧別表第二繰下・一部改正、平二七厚労告四四三・平二七厚労告四七八・平二八厚労告一一八・平二八厚労告三〇五・平二八厚労告三七五・平二九厚労告一五九・平二九厚労告二〇五・平二九厚労告三五〇・平三〇厚労告二三一・平三〇厚労告二六七・平三〇厚労告四一六・令元厚労告一五・令元厚労告三五・令元厚労告四八・令二厚労告三五・令二厚労告二四六・令四厚労告三三〇・令四厚労告三三一・令五厚労告二五七・令六厚労告一一〇・一部改正)

番号	医療機器の名称	基準	
		日本産業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
一	1 移動型アナログ式汎用X線診断装置 2 ポータブルアナログ式汎用X線診断装置 3 ポータブルデジタル式汎用X線診断装置 4 据置型アナログ式汎用X線診断装置 5 据置型デジタル式汎用X線診断装置 6 移動型デジタル式汎用X線診断装置	T〇六〇一一一—三 Z四七五一一二—五四	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
二	1 移動型アナログ式汎用一体型X線診断装置	T〇六〇一一一—三	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画

	2 ポータブルアナログ式汎用一体型X線診断装置 3 ポータブルデジタル式汎用一体型X線診断装置 4 据置型アナログ式汎用一体型X線診断装置 5 据置型デジタル式汎用一体型X線診断装置 6 移動型デジタル式汎用一体型X線診断装置	Z四七五――二―五四	像情報を診療のために提供すること。
三	削除	削除	削除
四	1 据置型アナログ式汎用X線透視診断装置 2 移動型アナログ式汎用X線透視診断装置 3 ポータブルアナログ式汎用X線透視診断装置 4 移動型デジタル式汎用X線透視診断装置 5 ポータブルデジタル式汎用X線透視診断装置 6 据置型デジタル式汎用X線透視診断装置	T〇六〇――――三 Z四七五――二―五四	透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
五	1 据置型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置 2 移動型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置 3 ポータブルアナログ式汎用一体型X線透視診断装置 4 移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置 5 ポータブルデジタル式汎用一体型X線透視診断装置 6 据置型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置	T〇六〇――――三 Z四七五――二―五四	透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
六	1 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置 2 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置 3 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置 4 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	T〇六〇――――三 Z四七五――二―四三	循環器透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
七	1 据置型アナログ式乳房用X線診断装置 2 ポータブルアナログ式乳房用X線診断装置 3 移動型アナログ式乳房用X線診断装置 4 据置型デジタル式乳房用X線診断装置 5 移動型デジタル式乳房用X線診断装置 6 ポータブルデジタル式乳房用X線診断装置	Z四七五――二―四五	乳房を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して乳房画像情報を診療のために提供すること。

八	1 移動型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置 2 移動型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置 3 据置型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置 4 据置型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置	T〇六〇―――三 Z四七五――二―五四	泌尿器又は婦人科用の透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
九	1 腹部集団検診用X線診断装置 2 胸部集団検診用X線診断装置 3 胸・腹部集団検診用X線診断装置	T〇六〇―――三 Z四七五――二―五四	集団検診を目的に、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
十	1 腹部集団検診用一体型X線診断装置 2 胸部集団検診用一体型X線診断装置 3 胸・腹部集団検診用一体型X線診断装置	T〇六〇―――三 Z四七五――二―五四	集団検診を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
十一	1 歯科集団検診用パノラマX線撮影装置 2 アナログ式歯科用パノラマX線診断装置 3 デジタル式歯科用パノラマX線診断装置 4 アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 5 デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置	T六〇六〇――二―六三	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部、 がく 顎部の画像情報を提供すること。
十二	削除	削除	削除
十三	削除	削除	削除
十四	1 頭蓋計測用一体型X線診断装置	T六〇六〇――二―六三	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
十五	1 全身用X線CT診断装置	Z四七五――二―四四又はIEC六〇六〇――二―四四	患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。
十六	1 アーム型X線CT診断装置	T〇六〇―――	アーム構造を利用して、患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。
十七	1 核医学診断用据置型ガンマカメラ 2 核医学診断用移動型ガンマカメラ 3 核医学診断用検出器回転型SPECT装置	T〇六〇―――	体内における放射性同位元素の分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること（CTによる画像情報を診療のために提供することは除く。）。
十八	1 核医学診断用ポジトロンCT装置	T〇六〇―――	患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布をガンマ線検出器を用いて検出し、薬剤の体内分布を画像情報として診療のために

			提供すること。ただし、乳房の撮像のみを意図した核医学診断用ポジトロンCT装置を使用する場合にあっては、全身の撮像を可能とする核医学診断用ポジトロンCT装置と併用して使用する場合に限り、頭部の撮像のみを意図した核医学診断用ポジトロンCT装置を単独で使用する場合にあっては、医師が全身の撮像について臨床上明らかに不要と判断した場合に限る。
十九	1 診断用核医学装置及び関連装置 吸収補正向け密封線源	Z四八二一——	診断用核医学装置及び関連装置に装着できる専用の密封された放射性同位元素であって、体外で用いられ、診断用核医学装置及び関連装置が吸収補正を行うために必要な放射線を放出するものであること。
二十	1 移動型超音波画像診断装置 はん 2 汎用超音波画像診断装置 3 産婦人科用超音波画像診断装置 4 乳房用超音波画像診断装置 5 循環器用超音波画像診断装置 ぼうこう 6 膀胱用超音波画像診断装置	T〇六〇——二— 三七	1 超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し、画像情報を診断のために提供すること。 2 超音波を用いて肝臓、脾臓、 ^ひ 膵臓、 ^{すい} 膵臓、乳腺、甲状腺又は前立腺の硬さに関する情報を提供すること（厚生労働省医薬局長が定める基準を満たす場合に限る。）。
二十一	1 眼科用超音波画像診断装置	T〇六〇——二— 三七	超音波を用いて眼球内及びその周辺の形状、性状又は動態を可視化し、診断のための画像情報を提供すること。
二十二	1 超音波式角膜厚さ計	T〇六〇——二— 三七	超音波を用いて角膜の厚さを測定し、情報を診断のために提供すること。
二十三	1 超音波眼軸長測定装置	T〇六〇——二— 三七 T一—二〇五	超音波を用いて眼軸長を測定し、情報を診断のために提供すること。
二十四	1 眼科用超音波画像診断・眼軸長測定装置 2 超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置	T〇六〇——二— 三七 T一—二〇五	超音波を用いて、眼球内及びその周辺の形状、性状若しくは動態を可視化した画像情報又は角膜の厚さの測定情報並びに眼軸長の測定情報を診断のために提供すること。
二十五	1 食道向け超音波診断用プローブ こう 2 鼻腔向け超音波診断用プローブ 3 据付型体外式超音波診断用プローブ 4 手持型体外式超音波診断用プローブ 5 非血管系手術向け超音波診断用プローブ ちつ 6 膣向け超音波診断用プローブ 7 直腸向け超音波診断用プローブ	T〇六〇——二— 三七	超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し、画像情報を診断のために提供する装置に使用するプローブであること。

	8 体腔 ^{こう} 向け超音波診断用プローブ 9 膀胱 ^{ぼうこう} 向け超音波診断用プローブ 10 据付型体外式水槽タイプ超音波診断用プローブ		
二十六	1 超音波骨密度測定装置	T〇六〇――	骨の性状の診断のため、 ^{しょう} 踵骨を伝播する超音波パルスの音速又は減衰若しくはその両方を計測すること。
二十七	1 常電導磁石式乳房用MR装置 2 常電導磁石式全身用MR装置 3 常電導磁石式頭部・四肢用MR装置 4 常電導磁石式循環器用MR装置 5 超電導磁石式乳房用MR装置 6 超電導磁石式全身用MR装置 7 超電導磁石式頭部・四肢用MR装置 8 超電導磁石式循環器用MR装置 9 永久磁石式頭部・四肢用MR装置 10 永久磁石式全身用MR装置 11 永久磁石式乳房用MR装置 12 永久磁石式循環器用MR装置	Z四九五―又はIE C六〇六〇――二 ―三三	患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。なお、MR装置の静磁場強度は四テスラ以下であること。
二十八	1 コンピューテッドラジオグラフ	T〇六〇――	光輝尽性蛍光板に蓄像したX線画像をレーザビーム等の走査で取り出し、コンピュータ処理した画像情報を診療のために提供すること。
二十九	1 X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフ	T〇六〇――	X線パターンをX線平面検出器で撮像し、コンピュータ処理した画像情報を診療のために提供すること。
三十	1 X線管装置	Z四七五――二― 二八	電気入力を診療の手段となるX線出力へと変換し、一部冷却用の熱交換器も含む電気機器であること。
三十一	1 多相電動式造影剤注入装置 2 単相電動式造影剤注入装置	T〇六〇――	画像を診療のために提供するために、適切な注入速度、注入量にて造影剤を注入すること。
三十二	1 電子体温計	T――四〇	測温部を部位に接触させて、 ^{えきか} 腋窩、 ^{こう} 口腔（舌下）、直腸の体温を測定し、最高温度を保持しデジタル表示すること。
三十三	1 連続測定電子体温計 2 再使用可能な能動型機器接続体温計プローブ 3 人体開口部単回使用体温計プローブ	T〇六〇――	人体の開口部内又は体表面の温度について、体温計、その温度プローブ、変換アダプタ又はその組合せた測温部を接触又は位置させ、連続的に体温やその変化を測定し、デジタル表示すること。
三十四	1 熱流補償式体温計	T〇六〇――	人の深部の温度について、測温部を部位に接触させ、連続的に当該部位の体温やその変化を熱流補償式により測定し、デジタル表示すること。

三十五	1 耳赤外線体温計	T四二〇七	人の鼓膜及びその周辺の赤外線を測定することによって当該部位の温度を測定することにより、体温を測定し、デジタル表示すること。
三十六	1 自動電子血圧計 2 手動式電子血圧計	T一一一五	健康管理のために収縮期血圧及び拡張期血圧を非観血的に測定すること。
三十七	1 医用電子血圧計	T一一一五	動脈血圧の非観血的測定により、収縮期及び拡張期血圧を表示すること。
三十八	1 眼圧計 2 単回使用圧平眼圧計用プリズム	T七三一二	眼球内の圧力を眼球壁の緊張度に基づいて角膜を介して測定し、情報を診断のために提供すること。
三十九	1 胎児超音波心音計	T一五〇六	心拍動又は血流若しくは心拍動及び血流を検出すること。
四十	はん 1 汎用心電計 2 多機能心電計	T〇六〇一一一	四肢誘導及び胸部誘導を含む最低十二誘導の心電図検査を行うこと。
四十一	1 視覚誘発反応刺激装置 2 聴覚誘発反応刺激装置 3 聴覚誘発反応測定装置 4 筋電計 5 電気誘発反応刺激装置 6 顔面神経刺激装置 7 体性感覚誘発神経電気刺激装置 8 診断用神経筋電気刺激装置 9 筋電用増幅器 10 誘発反応測定装置 11 眼振計 12 網膜電位計 13 視覚誘発反応測定装置 14 眼電位計 15 神経モニタ 16 他覚式聴力検査装置 17 耳音響放射測定機能付聴覚誘発反応測定装置 18 位置決定用神経探知刺激装置 19 眼球運動刺激装置	T〇六〇一一一	自発的、意図的又は刺激によって誘発される生体電位を導出及び分析し、それらの情報を提供すること。
四十二	1 二酸化炭素モジュール 2 炭酸ガス分析装置 3 カプノメータ	T〇六〇一一一	患者の呼気及び吸気の二酸化炭素ガス濃度を測定し、呼吸管理に関する情報を提供すること。
四十三	1 パルスオキシメータモジュール 2 パルスオキシメータ	T八〇六〇一一二 一六一	動脈血の経皮的酸素飽和度を測定し、表示すること。
四十四	1 マルチガスモジュール 2 マルチガスモニタ	T〇六〇一一一	患者の呼気又は吸気若しくはその両方の揮発性麻酔ガス、亜酸化窒素ガス、酸素ガス濃度及び二酸化炭素ガスの濃度を測定し、麻酔管理に関する情報を提供すること。
四十五	1 パルスオキシ・カプノメータ	T〇六〇一一一	患者の動脈血の経皮的酸素飽和度、呼気終末二酸化炭素ガス濃度及び吸気二酸化炭素ガス濃度を測定し、呼吸管理に関する情報を提供すること。

四十六	1 機能検査オキシメータ	T〇六〇――	人体に照射した近赤外光又は可視光若しくはその両方を検出することで、血液中のヘモグロビンの相対的な濃度、濃度変化又は酸素飽和度若しくはそれらの組み合わせを計測し、情報を診療のために提供すること。
四十七	1 成人用肺機能分析装置	T〇六〇――	成人患者の肺におけるガスの換気を測定することにより、呼吸系の機能及び効率に関する情報を提供すること。
四十八	1 肺運動負荷モニタリングシステム	T〇六〇――	負荷運動中の患者における呼気又は吸気若しくはその両方の流量及び酸素濃度を測定する(二酸化炭素濃度を同時に測定する場合を含む)ことにより、運動中の肺機能及び代謝循環情報を提供すること。
四十九	1 雑音発生オーディオメータ 2 視覚強化オーディオメータ 3 純音オーディオメータ 4 語音用オーディオメータ	T一二〇――	語音聴覚検査を含む聴覚機能の検査に使用すること。
五十	1 手動式オーディオメータ 2 自動記録オーディオメータ 3 コンピュータ制御オーディオメータ	T一二〇――	聴覚機能の検査に使用すること。
五十一	1 インピーダンスオーディオメータ	T〇六〇――	外耳道の加減圧に伴う音響インピーダンスの変化を計測するチンパノメトリー検査、音刺激に対する耳小骨筋の反射に起因する音響インピーダンスの変化を計測する耳小骨筋反射検査又はそれらの両方を行うこと。
五十二	1 純音聴力検査及び語音聴覚検査機能付インピーダンスオーディオメータ	T〇六〇――	外耳道の加減圧に伴う音響インピーダンスの変化を計測するチンパノメトリー検査、音刺激に対する耳小骨筋の反射に起因する音響インピーダンスの変化を計測する耳小骨筋反射検査又はそれらの両方を行い、更に純音聴力検査及び語音聴覚検査を行うこと。
五十三	1 眼底カメラ	T七三二〇	被検眼に接触せずに瞳孔を通じて眼底を観察、撮影又は記録し、眼底画像情報を診断のために提供すること。
五十四	1 眼撮影装置	T〇六〇――	眼球及びその付属器を観察、撮影又は記録し、電子画像情報を診断のために提供すること。
五十五	1 内視鏡用テレスコープ 2 軟性十二指腸鏡 3 軟性胃十二指腸鏡 4 軟性胃内視鏡 5 軟性食道鏡 6 軟性S字結腸鏡 7 軟性大腸鏡	T〇六〇――二― 一八 T一五五三	体内、 ^{こう} 管 ^{こう} 腔 ^{こう} 、 ^{こう} 体 ^{こう} 腔 ^{こう} 又は体内腔に挿入し、体内、 ^{こう} 管 ^{こう} 腔 ^{こう} 、 ^{こう} 体 ^{こう} 腔 ^{こう} 又は体内腔の観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供すること。

8	軟性 腭 管鏡
9	軟性胆道鏡
10	軟性鼻 咽 頭鏡
11	軟性気管支鏡
12	軟性 腎盂 鏡
13	軟性 膀胱 鏡
14	軟性小腸鏡
15	軟性クルドスコープ
16	軟性 膀胱 尿道鏡
17	軟性胸 腔 鏡
18	軟性尿管鏡
19	軟性 喉 頭鏡
20	軟性挿管用 喉 頭鏡
21	軟性 咽 頭鏡
22	軟性尿管 腎盂 鏡
23	軟性子宮鏡
24	軟性腹 腔 鏡
25	軟性口 腔 鏡
26	軟性上 顎 洞鏡
27	軟性涙道鏡
28	軟性乳管鏡
29	軟性形成外科用内視鏡
30	軟性耳内視鏡
31	軟性卵管鏡
32	軟性関節鏡
33	軟性縦隔鏡
34	軟性尿道鏡
35	軟性鼻 腔 鏡
36	軟性副鼻 腔 鏡
37	軟性鼻 咽喉 鏡
38	ビデオ軟性気管支鏡
39	ビデオ軟性胃内視鏡
40	ビデオ軟性S字結腸鏡
41	ビデオ軟性 膀胱 尿道鏡
42	ビデオ軟性 喉 頭鏡
43	ビデオ軟性十二指腸鏡
44	ビデオ軟性大腸鏡
45	ビデオ軟性腹 腔 鏡
46	ビデオ硬性腹 腔 鏡
47	ビデオ軟性小腸鏡
48	ビデオ軟性胆道鏡
49	ビデオ軟性 腎盂 鏡
50	ビデオ軟性食道鏡
51	ビデオ軟性尿管鏡
52	ビデオ軟性 咽 頭鏡

53	ビデオ軟性尿管 腎盂 鏡
54	ビデオ軟性胃十二指腸鏡
55	ビデオ軟性挿管用 喉 頭鏡
56	ビデオ硬性挿管用 喉 頭鏡
57	ビデオ軟性口 腔 鏡
58	ビデオ軟性上 顎 洞鏡
59	ビデオ軟性涙道鏡
60	ビデオ軟性乳管鏡
61	ビデオ軟性形成外科用内視鏡
62	ビデオ軟性耳内視鏡
63	ビデオ軟性卵管鏡
64	ビデオ軟性関節鏡
65	ビデオ軟性縦隔鏡
66	ビデオ軟性尿道鏡
67	ビデオ軟性鼻 咽喉 鏡
68	ビデオ軟性鼻 腔 鏡
69	ビデオ軟性副鼻 腔 鏡
70	ビデオ軟性胸 腔 鏡
71	ビデオ軟性子宮鏡
72	ビデオ軟性 睪 管鏡
73	ビデオ軟性鼻 咽 頭鏡
74	ビデオ軟性 膀胱 鏡
75	ビデオ軟性クルドスコープ
76	硬性 腎盂 鏡
77	硬性 膀胱 鏡
78	硬性尿道鏡
79	硬性 膀胱 尿道鏡
80	硬性尿管鏡
81	硬性尿管 腎盂 鏡
82	硬性ウレスロトーム
83	硬性 肛 門鏡
84	硬性胃内視鏡
85	硬性腹 腔 鏡
86	硬性S字結腸鏡
87	硬性気管支鏡
88	硬性挿管用 喉 頭鏡
89	硬性 喉 頭鏡
90	肛 門括約筋鏡
91	経 膣 硬性羊水鏡
92	経腹硬性羊水鏡
93	硬性関節鏡
94	硬性クルドスコープ
95	硬性直達鏡
96	硬性縦隔鏡

	97 硬性鼻 咽 頭鏡 98 硬性骨盤鏡 99 硬性直腸鏡 100 硬性鼻 腔 鏡 101 硬性胸 腔 鏡 102 硬性子宮鏡 103 硬性鼻 咽喉 鏡 104 硬性上 顎 洞鏡 105 硬性食道鏡 106 硬性 咽 頭鏡 107 硬性鼓膜鏡 108 硬性アデノスコープ 109 硬性副鼻 腔 鏡 110 筋膜下切除術用内視鏡 111 硬性涙道鏡 112 硬性乳管鏡 113 硬性形成外科用内視鏡 114 硬性耳内視鏡 115 硬性卵管鏡 116 硬性口 腔 鏡 117 眼科用内視鏡		
五十六	1 硬性レゼクトスコープ	T〇六〇―二― 一八 T一五五三	尿道、膀胱 又は子宮内に挿入し、 前立腺、膀胱 又は子宮内の観察、 診断、撮影、及び組織の切開、切 除、蒸散、剥離、止血又は凝固等の 処置をするための画像を提供するこ と及び切開、切除、蒸散、剥離、止 血又は凝固等の処置を行うこと。
五十七	1 超音波軟性胃十二指腸鏡 2 超音波硬性腹 腔 鏡 3 超音波軟性十二指腸鏡 4 超音波軟性大腸鏡 5 超音波軟性腹 腔 鏡 6 超音波軟性気管支鏡	T〇六〇―二― 一八 T一五五三	体内、管腔、体腔 又は体内腔 に 挿入し、体内、管腔、体腔 又は体 内腔 の観察、診断、撮影又は治療の ための画像を提供するとともに、超 音波を用いて体内の形状、性状又は 動態を可視化し超音波検査を行うこ と。
五十八	1 超音波内視鏡観測システム	T〇六〇―二― 一八 T〇六〇―二― 三七 T一五五三	体内、管腔、体腔 又は体内腔 に 挿入し、体内、管腔、体腔 又は体 内腔 の観察、診断、撮影又は治療の ための画像を提供するとともに、超 音波を用いて体内の形状、性状又は 動態を可視化し超音波検査を行うこ と。
五十九	1 送気送水機能付内視鏡用光源・ プロセッサ装置 2 送気送水機能付外部電源式内視 鏡用光源装置	T〇六〇―二― 一八	内視鏡に照明を供給する光源と、内 視鏡を介して体腔 内に送気送水を行 う機能を有し、内視鏡で捉えた画像 を診療のために提供すること。

	3 送気送水機能付バッテリー式内視鏡用光源装置		
六十	1 内視鏡用送水装置	T〇六〇―二―一八	体内、管腔、体腔又は体内腔に送水を行い、体内、管腔、体腔又は体内腔の内視鏡による観察を容易にすること。
六十一	1 内視鏡用送気ポンプ 2 内視鏡用送気送水装置	T〇六〇―二―一八	内視鏡を介して体腔内に送気又は送液を行い、体内、管腔、体腔又は体内腔の内視鏡による観察又は処置を容易にすること。
六十二	1 再使用可能な電気手術向け内視鏡用スネア 2 内視鏡用ワーキングエレメント 3 再使用可能な高周波処置用内視鏡能動器具 4 電気手術向け内視鏡用熱ダイオード	T〇六〇―二―一八 T一五五三	内視鏡的に組織の切断、切除、切開、焼灼、止血、凝固、蒸散又は剥離等を行うこと。
六十三	1 単回使用電気手術向け内視鏡用スネア 2 単回使用高周波処置用内視鏡能動器具	T〇六〇―二―一八 T一五五三	内視鏡的に組織の切断、切除、切開、焼灼、止血、凝固、蒸散又は剥離等を行うこと。
六十四	1 単回使用組織生検用針 2 吸引式組織生検用針キット 3 単回使用吸引用針 4 画像誘引生検キット 5 骨髓生検キット 6 腎臓生検キット 7 軟組織生検キット 8 単回使用腰椎穿刺キット 9 単回使用腰椎穿刺用針 10 吸引式組織生検用針向け装置	T三二二八	検査、治療又は診断のため、人体に穿刺し、組織採取、造影又は薬液等注入をすること。
六十五	1 単回使用皮下注射用針 2 単回使用動脈注射用針 3 単回使用注射用針	T三二〇九	注射筒等を用いて注射用医薬品を注入し、又は血液若しくは体液等を採取すること。
六十六	1 単回使用皮下注射ポート用針 2 ノンコアリングニードル付静脈内投与セット 3 植込みポート用医薬品注入器具	T三二二一	体内植込みポートに液を注入し又はポートから液を吸引すること。
六十七	1 単回使用眼科手術用カニューレ	T〇九九三―一	眼科手術時に灌流液などの注入及び眼内物質の吸引に使用すること。
六十八	1 単回使用採血用針	T三二二〇	血液検査のため、真空採血管を用いた静脈からの血液検体の採取に用いること。
六十九	1 医薬品・ワクチン注入用針	T三二二六―二	専用医薬品カートリッジとともに取り付け、皮下又は筋肉内へ医薬品又はワクチンを注入すること。

七十	1 単回使用内視鏡下硬化療法用注射針 2 単回使用内視鏡用注射針 3 食道静脈 瘤 硬化療法用針	T三二三五	消化器の粘膜下に薬液を注入すること。
七十一	1 経皮エタノール注入用針 2 電磁波凝固療法用針 3 電磁波凝固療法用キット 4 温熱療法用針 5 カテーテル用針 6 電磁波温熱療法用セット	T三二二九	検査、治療、及び診断のため、人体の皮下から腹 腔 及び臓器にかけてせん 穿 刺し、電磁波の経路並びに薬液の注入、排液若しくはカテーテル及びガイドワイヤ等の挿入の補助具として使用すること。
七十二	削除	削除	削除
七十三	1 プラスチックカニューレ型滅菌 済み せん 刺針	T三二二三	輸液等の動静脈留置用として使用すること。
七十四	1 短期的使用空腸 瘻 用カテーテル 2 短期的使用経腸栄養キット 3 食道経由経腸栄養用チューブ 4 短期的使用腸 瘻 栄養用チューブ 5 短期的使用胃 瘻 栄養用チューブ 6 空腸 瘻 栄養用チューブ 7 短期的使用胃 瘻 用ボタン 8 消化管用チューブ 9 短期的使用経鼻・経口胃チューブ 10 短期的使用乳児用経腸栄養キット 11 胃減圧チューブ 12 消化器用カテーテルイントロデューサ 13 血液体液・経腸栄養用注入セット 14 ポンプ用経腸栄養注入セット	T三二一三	胃若しくは腸に栄養を投与すること又は胃の減圧を行うこと。
七十五	1 短期的使用経鼻胃チューブ 2 胃内排 泄 用チューブ 3 短期的使用胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル	T三二三九	経鼻又は経口的に、胃又は食道内に挿入留置し、吸引、排液、排気、洗浄又は異物除去等に用いること。
七十六	1 短期的使用食道用チューブ	T三二三六	胃・食道静脈 瘤 の出血を圧迫止血すること。
七十七	1 食道静脈 瘤 硬化療法向け内視鏡固定用バルーン	T三二三四	内視鏡に装着してバルーンを膨張させることにより、圧迫止血する又は内視鏡を食道内に固定すること。
七十八	1 直腸用チューブ 2 腸管減圧用チューブ 3 腸管用バルーンカテーテル 4 腸管用チューブ	T三二四〇	経口・経鼻・経皮又は経 肛 門的に下部消化管に挿入し、減圧若しくは腸管内容物の体外への排出、狭 窄 部の

	5 直腸用カテーテル		拡張又は造影剤などを注入するために用いること。
七十九	1 消化管用ガイドワイヤ 2 非血管用ガイドワイヤ	T三二四二	体内に挿入するカテーテル、チューブ等の位置調整及び移動の補助のために一時的に使用すること(血管内に挿入して使用することは除く。)
八十	1 短期的使用胆管・ ^{すい} 膵管用カテーテル 2 短期的使用胆管用カテーテル 3 胆汁ドレーン 4 胆管用ステントイントロデューサ 5 単回使用内視鏡用結石摘出 ^{かん} 鉗子 6 胆管拡張用カテーテル 7 胆道結石除去用カテーテルセット 8 結石摘出用バルーンカテーテル 9 結石破砕用 ^{かん} 鉗子 10 胆道用カテーテル	T三二四三	経十二指腸的に若しくは経皮経肝的に又は開腹により胆道(胆管(肝内胆管を含む。)、胆のう及び十二指腸 ^{すい} 頭部をいう。) ^{かん} 又は ^{さく} 膵管に挿入し、排のう、排液、灌流、狭窄部位又は十二指腸乳頭の拡張、狭窄の予防、結石の破砕、把持回収、摘出、除去等の処置を行うこと。
八十一	1 胆管造影用カテーテル 2 男性尿道造影向け泌尿器用カテーテル 3 ^{せん} 唾液腺造影用カテーテル 4 卵管造影用カテーテル 5 卵管疎通検査用カテーテル 6 女性尿道造影向け泌尿器用カテーテル	T三二四六	胆管、胆のう、胆のう管、すい管、尿道、尿管又は子宮、卵管等に挿入し、造影等を主たる目的に用いること。
八十二	1 オーバチューブ	T三二四一	体内へ内視鏡を挿入するために用いること。
八十三	1 気管吸引カテーテル 2 吸引キット 3 気管支吸引用カテーテル 4 吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル	T三二五一	気管内チューブ若しくは気管切開チューブを介して、又は経鼻的若しくは経口的に、 ^{いん} 咽頭、 ^{こう} 喉頭、気管又は気管支等に挿入し、吸引、排液及び異物除去等に用いること。
八十四	削除	削除	削除
八十五	1 非コール形換気用気管チューブ 2 コール形換気用気管チューブ	T七二二一	気道の確保又は吸入麻酔薬・医療用 ^{こう} ガスの投与、換気等のため、 ^{こう} 口腔又は ^{こう} 鼻腔から気管内に挿入すること。
八十六	1 気管切開チューブ用カフ 2 単回使用気管切開チューブ 3 成人用気管切開チューブ 4 小児用気管切開チューブ 5 気管切開チューブ用内筒 6 気管切開用スピーチバルブ	T七二二七	麻酔又は人工呼吸その他の呼吸補助を必要とする患者の気道確保を目的として、気管切開口を通して気管に挿入すること。
八十七	1 ネラトンカテーテル 2 泌尿器用カテーテル挿入・採尿キット	T三二一四	尿道經由で ^{ぼうこう} 膀胱に挿入又は留置し、導尿又は圧迫止血、 ^{ぼうこう} 膀胱洗浄等に用いること。

	3 間欠泌尿器用カテーテルイントロデューサキット 4 クデー泌尿器用カテーテル 5 間欠泌尿器用カテーテル 6 連続洗浄向け泌尿器用カテーテル 7 短期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル 8 洗浄向け泌尿器用カテーテル 9 先端オリーブ型カテーテル		
八十八	1 泌尿器用カテーテルイントロデューサキット 2 尿管向け泌尿器用カテーテル 3 短期使用尿管用チューブステント 4 追跡型泌尿器用糸状カテーテル 5 経皮泌尿器用カテーテル 6 尿管ロケータ 7 尿管カテーテル用アダプタ 8 カテーテルポジショナ 9 人体開口部用閉塞用バルーンカテーテル	T三二四七	経皮手術時又は経尿道的な尿管・尿道の拡張及び排液、造影、尿路の確保等を目的に、体内に挿入すること。
八十九	1 短期的使用 じんろう 腎瘻 用カテーテル 2 短期的使用 じんろう 腎瘻 用チューブ 3 短期的使用恥骨上泌尿器用カテーテル 4 恥骨上カテーテル	T三二一六	経皮的に じんろう 又は ぼうこうろう 膀胱瘻 を造設して じん 腎、尿管又は ぼうこう 膀胱 に留置し、導尿、造影又は薬液注入に使用すること。
九十	1 尿管結石除去用チューブ及びカテーテル 2 泌尿器科用除去器具	T三二四四	尿路結石の摘出、体外衝撃波結石破碎術等による結石破碎後の残石除去、結石破碎時の結石移動防止又は尿路からの異物の除去等を目的に、体内に挿入すること。
九十一	1 創用ドレーン 2 単回使用マルチルーメンカテーテル 3 胸部排液用チューブ 4 排液用チューブ 5 サンプドレーン 6 創部用ドレナージキット 7 滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル 8 創部用吸引留置カテーテル	T三二一五	体内に留置し、重力又は陰圧により、体内の液体又は気体を体外へ排出すること。
九十二	1 はん 汎 用吸引用カテーテル 2 マッシュルームカテーテル 3 単回使用 はん 汎 用吸引チップ	T三二三八	外科、脳外科又は整形外科、歯科等の手術又は処置等において、血液、体液、分泌液又は骨片等を吸引・排出すること。
九十三	1 単回使用透析用針 2 血液透析用シングルニードル付カテーテル 3 透析用留置針	T三二四九	血液透析を含む血液浄化療法を行うために血管を確保し、血液の脱送血を行うこと。
九十四	削除	削除	削除
九十五	削除	削除	削除

九十六	1 ファローピウス管内子宮カテーテル 2 人工授精用カテーテル 3 はい 胚移植用カテーテル	T三二四五	けい 経子宮頸管的、経子宮筋層的又は経腹的に子宮内又は卵管内等に、精子及び卵子又は受精卵を注入する目的で使用するこ
九十七	1 血液回路補助用延長チューブ 2 透析用補液洗浄セット 3 透析用血液回路セット 4 トランスデューサ保護フィルタ ろ 5 血液濾過用血液回路 6 血液回路用モニタリングセット	T三二四八	血液透析等の実施を目的として透析器等又は単回使用透析用針等に接続して、透析用監視装置等を用いて血液を循環させる目的で使用するこ
九十八	1 血液成分分離バッグ	T三二一七	血液及び血液成分を採取、分離、保存、処理、輸送又は投与するために使用すること。
九十九	1 検査用真空密封型採血管 2 真空密封型採血管	T三二三三	血液検査のため、血液検体の採取、輸送又は保管に用いること。
百	1 血液フィルタ	T三二二五	人全血等血液製剤の微小異物を除去すること。
百一	1 注射筒用フィルタ	T三二二四	注射筒に接続して、医薬品中の微小異物、細菌又は真菌の除去に用いること。
百二	削除	削除	削除
百三	1 単回使用一般静脈用翼付針 2 単回使用頭皮静脈用翼付針	T三二二二	注射筒又は輸液セット等に接続し、注射用医薬品の注入又は血液若しくは体液等の採取に用いること。
百四	1 医薬品ペン型注入器	T三二二六一一	専用医薬品カートリッジ及びペン形注入器注射針を取り付けて使用し、皮下又は筋肉内へ医薬品を注入すること。
百五	1 内視鏡用食道静脈 りゅう 瘤 結さつ セット	T三二三七	胃・食道静脈 りゅう さつ 瘤 を結紮するために用いること。
百六	1 手動式可搬型吸引器	T七二〇八一二	いん 口咽頭での吸引に用いること。
百七	1 寒天滅菌器 2 包装品用高圧蒸気滅菌器 3 未包装品用高圧蒸気滅菌器 4 液体用高圧蒸気滅菌器	C一〇一〇一一	高圧を有する蒸気を容器に導入し湿熱を利用して医療に使用する器具機材等を滅菌すること。
百八	1 小型寒天滅菌器 2 小型包装品用高圧蒸気滅菌器 3 小型未包装品用高圧蒸気滅菌器 4 小型液体用高圧蒸気滅菌器	C一〇一〇一一	高圧を有する蒸気を容器に導入し湿熱を利用し医療に使用する器具機材等を滅菌すること。
百九	1 エチレンオキサイドガス滅菌器	C一〇一〇一一	酸化エチレンガスを用いて医療機器を滅菌すること。
百十	1 ホルムアルデヒドガス消毒器	C一〇一〇一一	ホルムアルデヒドガスを用いて医療機器を消毒すること。
百十一	1 人工心肺用貯血槽	T三二三一	心肺バイパス手術時に使用し、脱血又は吸引した血液を貯留すること。

百十二	1 人工心肺回路用血液フィルタ 2 単回使用人工心肺用除泡器	T三二三二	心肺バイパス手術時に使用し、血液から凝血塊や気泡等を除去すること。
百十三	1 呼吸回路除菌用フィルタ	T七二一一 T七二二二	呼吸システム及びガスサンプリングラインに用いて、微生物を捕捉し、呼吸システム及びガスサンプリングラインの汚染や別の患者への交差感染を防止すること。
百十四	1 加温加湿器 2 加熱式加湿器	T七二〇七	人工呼吸器又は麻酔器等に接続して使用し、患者への供給ガスを加温及び加湿すること。
百十五	1 間欠強制換気補助人工呼吸器呼吸回路 2 再使用可能な人工呼吸器呼吸回路 3 単回使用人工呼吸器呼吸回路 4 単回使用麻酔用呼吸回路 5 再使用可能な麻酔用呼吸回路	T七二〇一一四	人工呼吸器又は麻酔器から患者への空気又は酸素を含むガスの送入に用いること。
百十六	1 単回使用呼吸回路用コネクタ 2 再使用可能な呼吸回路用コネクタ	T七二〇一一二 一	呼吸回路と気管内チューブ、フェースマスク、他の呼吸回路のコンポーネントを接続するために用いること。
百十七	1 人工鼻 2 気管切開患者用人工鼻	T七二〇一一二 一	患者の人工気道に沿って接続した場合等に、患者の呼気の熱と水分を捕捉し、これらを利用して吸気ガスを加温及び加湿すること。
百十八	1 単回使用麻酔用呼吸回路バッグ 2 再使用可能な麻酔用呼吸回路バッグ	T七二〇一一三	呼吸回路の設計により回路の吸気側又は呼気側に接続して使用し、呼吸回路中にあって呼吸ガスを保存すること。
百十九	1 定置型乳児用放射加温器	T〇六〇一一二 二一	放射熱を利用し上方から乳児に熱を供給し加温すること。
百二十	1 赤外線治療器	T〇六〇一一二 二〇三	身体の硬直、 ^{とう} 疼痛又は炎症のある部位を温めて治療に用いること。
百二十一	1 紫外線治療器	T〇六〇一一二 二〇二	皮膚疾患の治療に用いること。
百二十二	1 キセノン光線治療器	T〇六〇一一二 二〇七	キセノン放電管を用い紫外線、可視光線又は赤外線の連続したスペクトル光の ^{とう} 温熱効果による血流改善、疼痛又は炎症の緩解。
百二十三	1 低周波治療器 2 干渉電流型低周波治療器	T〇六〇一一二 一〇	経皮的に鎮痛及び筋 ^い 萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと。
百二十四	1 強さ期間測定低周波治療器	T〇六〇一一二 一〇	強さ期間(強さ時間)を測定するものであって、経皮的に鎮痛及び筋 ^い 萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと。
百二十五	1 マイクロ波治療器	T〇六〇一一二 六	温熱による治療のために電磁波を照射し、体組織の加熱を行うこと。ただし、細胞死を起こす温度に意図的

			に熱するため(ハイパーミア等)に使用するものを除く。
百二十六	1 超音波治療器	T〇六〇―二―五	超音波の熱及び非熱生理学的反応による 疼 痛の緩解、微小マッサージ作用、筋肉痛及び関節痛の軽減。
百二十七	1 超音波骨折治療器	T〇六〇―二―五	身体の骨の部位にパルス低強度超音波を与えることによって骨折時等の 骨の形成を促進し、治癒の促進を行うこと。
百二十八	1 水治療法用圧注装置	T〇六〇―二―二〇―	とう 疼 痛緩和を目的とした、温熱効果、マッサージ効果、洗浄効果。
百二十九	1 上肢向け温浴療法用装置 2 下肢向け温浴療法用装置 3 足向け温浴療法用装置 4 全身向け温浴療法用装置	T〇六〇―二―二〇―	温熱効果及びマッサージ効果。
百三十	1 ウォーターパッド加温装置コントロールユニット 2 ウォーターパッド加温装置システム 3 ウォーターパッド加温装置	T〇六〇―二―三五	患者の全体又は一部へ熱を供給し患者の体を加温又は冷却すること。
百三十一	1 乾式ホットパック装置	T〇六〇―二―二〇六	温熱効果。
百三十二	1 パラフィン浴装置	T〇六〇――	温熱による とう 疼 痛、関節痛の緩解。
百三十三	1 冷却療法用器具及び装置	T〇六〇――	冷却によるリウマチ、関節炎、神経痛の痛みの緩解、外傷による出血、しゅ とう 腫 脹、疼 痛の抑制。
百三十四	1 ベッド型マッサージ器	T〇六〇―二―二〇五	マッサージ効果。
百三十五	1 間欠型空気圧式マッサージ器 2 逐次型空気圧式マッサージ器	T〇六〇―二―二〇四	患者の腕又は脚を空気圧で圧迫することにより、静脈の血行を促進し、 静脈血栓 塞 栓症の予防及び血液のう しゅ っ滞や浮 腫 を軽減すること。
百三十六	1 能動型自動 けん 引装置 2 能動型自動間欠 けん 引装置 3 能動型簡易型 けん 引装置	T〇六〇――	つい 腰 椎 症又は頸 椎 症の治療に使用すること。
百三十七	1 能動型手用他動運動訓練装置 2 能動型下肢用他動運動訓練装置 3 能動型上肢用他動運動訓練装置	T〇六〇――	ゆ 関節の癒着・拘縮の予防及び関節可動域の改善を行うこと。
百三十八	1 単回使用毫 鍼 2 滅菌済み 鍼	T九三〇―	はり 鍼 治療に使用すること。
百三十九	1 治療点検索測定器	T〇六〇――	皮膚の厚さ、水分量、電気伝導等によって患者の皮膚で生じる導電率を測定及び確認すること。

百四十	1 電気骨折治療器	T〇六〇――	骨の形成を電氣的に刺激することにより、難治性骨折での骨移植の代替療法及び脊 椎 固定術の補助療法を行うこと。
百四十一	1 定電流治療器	T〇六〇――二――〇	生体経皮への直流通電をもって 疼 痛の除去・緩和等の治療に用いること。
百四十二	1 低周波治療器・干渉電流型低周波治療器組合せ理学療法機器	T〇六〇――	経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと及び筋障害や 疼 痛障害の治療に使用すること。
百四十三	1 低周波治療器・治療点検索測定器組合せ理学療法機器	T〇六〇――	経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと及び皮膚の厚さ、水分量、電気伝導等によって患者の皮膚で生じる導電率を測定及び確認すること。
百四十四	1 低周波治療器・ 鍼 電極低周波治療器・治療点検索測定器組合せ理学療法機器	T〇六〇――	経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと、 鍼治療を目的とした刺激を行うこと及び皮膚の厚さ、水分量、電気伝導等によって患者の皮膚で生じる導電率を測定及び確認すること。
百四十五	1 低周波治療器・超音波治療器組合せ理学療法機器	T〇六〇――	経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと及び超音波の熱及び非熱生理学的反応による 疼 痛の緩解、微小マッサージ作用、筋肉痛及び関節痛の軽減。
百四十六	1 低周波治療器・干渉電流型低周波治療器・超音波治療器組合せ理学療法機器	T〇六〇――	経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと、筋障害や 疼 痛障害の治療に用いること及び超音波の熱及び非熱生理学的反応による 疼 痛の緩解、微小マッサージ作用、筋肉痛及び関節痛の軽減。
百四十七	1 紫外線治療器、赤外線治療器組合せ理学療法機器	T〇六〇――	皮膚疾患の治療に用いること及び身体 硬直、 疼 痛、炎症のある部位を加温すること。
百四十八	1 低周波治療器・乾式ホットパック装置組合せ理学療法機器	T〇六〇――	経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと及び温熱効果。
百四十九	1 低周波治療器・キセノン光線治療器組合せ理学療法機器	T〇六〇――	経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと及びキセノン放電管を用い紫外線、可視光線、赤外線の連続したスペクトル

			光の温熱効果による血流改善、 ^{どう} 疼痛、炎症の緩解。
百五十	1 処置用対極板 2 一般的電気手術器 3 バイポーラ電極 4 高周波処置用能動器具	T〇六〇―二―二	高周波電流を用いた生体組織の切開又は凝固を行うために外科手術に使用すること。
百五十一	1 歯科用空気回転駆動装置	T五九―二	歯科用ユニット等から供給された圧縮空気を回転に変換し、等速又は変速して、歯又は義歯などを切削又は研磨するストレート及びギアードアングルハンドピースなどにその回転を伝達すること。
百五十二	1 歯科用電気回転駆動装置	T五九―二	歯、義歯、歯冠等を切削又は研磨する機器を電氣的に駆動すること。
百五十三	1 歯科用ガス圧式ハンドピース	T五九―二	圧縮空気を回転に変換することにより、歯科用バー、リーマ等の回転器具を駆動すること。
百五十四	1 ストレート・ギアードアングルハンドピース	T五九―二	駆動源からの回転を等速又は変速して、歯又は義歯等を切削又は研磨する歯科用バー、リーマ等に回転、振動等の動作を伝達すること。
百五十五	1 歯周ポケット測定器	T〇六〇――	歯周ポケットの深さを測定すること。
百五十六	1 歯科用下 ^{がく} 顎運動測定器	T〇六〇――	^{がく} 下顎の運動を電氣的に測定すること。
百五十七	1 超音波歯周用スケラ	T五九―三	超音波を用いて、歯周治療時に歯の表面から歯石等の沈着物を除去すること。
百五十八	1 歯科用エアスケラ	T五九―三	歯科用ユニット又は独立の制御装置から供給された圧縮空気によって振動を発生させ、歯石・歯 ^{こう} 垢の除去、歯の根管の拡大、歯の切削、歯周組織等の洗浄等を行うこと。
百五十九	1 電熱式根管プラグ	T〇六〇――	電力により先端作業部を発熱させ、 ^{てん} 充填物を歯軸方向に圧接する根管 ^{てん} 充填に使用すること。
百六十	1 歯科用ユニット 2 歯科矯正用ユニット 3 歯科小児用ユニット 4 予防歯科用ユニット 5 可搬式歯科用ユニット	T五七〇―	圧縮空気、水、吸引力、電気を歯科診療用機器に供給し、これを駆動すること。
百六十一	1 歯列矯正用ワイヤ	T六五三〇	歯の移動又は維持のために歯に力を加えること。
百六十二	1 歯列矯正用チューブ	T〇九九三― T六〇〇―	歯列矯正用ワイヤ等をはめ込み、歯の正しい配列状態の確保に用いること。
百六十三	1 歯列矯正用スプリング	T〇九九三― T六〇〇―	バネ状で矯正力を発生させるために用いること。

百六十四	1 歯列矯正用磁石	T〇九九三― T六〇〇―	磁力を利用して歯列矯正に用いること。
百六十五	1 歯列矯正用帯環	T〇九九三― T六〇〇―	带状で矯正用アタッチメントを歯に固定するために用いること。
百六十六	1 歯列矯正用ロック	T〇九九三― T六〇〇―	歯列矯正用ワイヤを歯列矯正用アタッチメントに固定するために用いること。
百六十七	1 歯列矯正用アタッチメント	T〇九九三― T六〇〇―	歯又は他の器材に付けて矯正力を付与するために用いること。
百六十八	1 歯列矯正用クラスプ	T〇九九三― T六〇〇―	可撤式の矯正装置を歯等に維持するために用いること。
百六十九	1 歯列矯正用弧線	T〇九九三― T六〇〇―	弧状で歯の移動又は維持のために歯に力を加えること。
百七十	1 歯列矯正用 ^が 歯牙維持装置	T〇九九三― T六〇〇―	歯の維持、誘導又は保定等に用いること。
百七十一	1 歯科矯正用レジン材料	T〇九九三― T六〇〇―	プラスチック又はレジン系材料によって歯列矯正用の装置を作製するために用いること。
百七十二	1 歯科矯正装置用弾性材料	T〇九九三― T六〇〇―	矯正用弾性装置を作製するために用いる弾性材料及び補助材料として用いること。
百七十三	1 歯列矯正用エラスチック器材	T六五三―	弾性材料で歯の移動、矯正装置の保持等に用いること。
百七十四	1 歯列矯正用顔弓	T〇九九三― T六〇〇―	ヘッドギアと組み合わせて歯列矯正に用いること。
百七十五	1 歯列矯正用結さつ材	T〇九九三― T六〇〇―	矯正用ワイヤをアタッチメントに連結、保持等をするために用いること。
百七十六	1 歯列矯正用 ^{こう} 咬合誘導装置	T〇九九三― T六〇〇―	歯の誘導に用いること。
百七十七	1 歯科用リップバンパ	T〇九九三― T六〇〇―	口唇の力を利用して歯の移動を制御すること。
百七十八	1 歯科矯正用長期粘膜保護材	T〇九九三― T六〇〇―	歯列矯正装置による ^{こう} 口腔内粘膜への刺激を緩和するために用いること。
百七十九	1 歯科用貴金属箔	T〇九九三― T六〇〇―	歯科修復物又は補 ^{てつ} 綴物の作製に用いること。
百八十	1 歯科用直接金充 ^{てん} 填材	T〇九九三― T六〇〇―	^{こう} 口腔内で歯の充 ^{てん} 填に用いること。
百八十一	1 歯科用金地金	T〇九九三― T六〇〇―	歯科用合金の金の原材料として用いること。
百八十二	1 歯科用銀地金	T〇九九三― T六〇〇―	歯科用合金の銀の原材料として用いること。
百八十三	1 歯科用白金地金	T〇九九三― T六〇〇―	歯科用合金の白金の原材料として用いること。
百八十四	1 歯科用パラジウム地金	T〇九九三― T六〇〇―	歯科用合金のパラジウムの原材料として用いること。

百八十五	1 歯科鑄造用金合金	T六一一六	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。
百八十六	1 歯科鑄造用低カラット金合金	T六一二二	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。
百八十七	1 歯科鑄造用14カラット金合金	T六一一三	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。
百八十八	1 歯科メタルセラミック修復用貴金属材料	T六一一八	歯科メタルセラミック修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。
百八十九	1 歯科非鑄造用低カラット金合金	T六一二五	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。
百九十	1 歯科用金ろう	T六一一七	歯科修復物、補綴物又は装置をろう付けすること。
百九十一	1 歯科鑄造用金銀パラジウム合金	T六一〇六	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。
百九十二	1 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金	T六一〇五	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。
百九十三	1 歯科用金銀パラジウム合金ろう	T六一〇七	歯科修復物、補綴物又は装置をろう付けすること。
百九十四	1 歯科鑄造用銀合金第1種 2 歯科鑄造用銀合金第2種	T六一〇八	歯科修復物、補綴物又は装置を作製すること。
百九十五	1 歯科用銀ろう	T六一一一	歯科補綴物又は装置をろう付けすること。
百九十六	1 歯科鑄造用14カラット金合金向けプラスメタル	T六一一四	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いる鑄造用十四カラット金合金を作製するために歯科用金地金に添加すること。
百九十七	1 歯科鑄造用金合金向けプラスメタル	T六一二六	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いる鑄造用金合金を作製するために歯科用金地金に添加すること。
百九十八	1 歯科用銀パラジウム合金ろう	T〇九九三―― T六〇〇一	歯科修復物、補綴物又は装置を作製する金属材料のろう付に用いること。
百九十九	1 歯科用ニッケル・クロム合金線	T六一〇一	歯科補綴物又は矯正用等の装置を作製すること。
二百	1 歯科用ニッケル・クロム合金板	T六一〇二	歯科補綴物又は装置の作製に用いること。
二百一	1 歯科非鑄造用ニッケル・クロム合金	T〇九九三―― T六〇〇一	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。

二百二	1 歯科用ニッケル・クロム系合金ろう	T〇九九三― T六〇〇―	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置を作製する歯科用ニッケル・クロム合金、歯科用ステンレス鋼線、歯科用コバルト・クロム合金等のろう付けに用いること。
二百三	1 歯科鑄造用コバルト・クロム合金	T六一―五	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置を作製すること。
二百四	1 歯科用コバルト・クロム合金線	T六一〇四	てつ 歯科補綴物又は矯正用等の装置を作製すること。
二百五	1 歯科非鑄造用コバルト・クロム合金	T〇九九三― T六〇〇―	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。ただし、歯科用インプラント又は歯科用インプラントアバットメントの作製に用いるものを除く。
二百六	1 歯科用コバルト・クロム系合金ろう	T〇九九三― T六〇〇―	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置を作製する歯科用コバルト・クロム合金、歯科用ステンレス鋼線、歯科用ニッケル・クロム合金等のろう付けに用いること。
二百七	1 歯科用ステンレス鋼線	T六一〇三	てつ 歯科補綴物又は矯正用等の装置を作製すること。
二百八	1 歯科用ステンレス合金	T〇九九三― T六〇〇―	歯科修復物又は矯正用等の装置の作製に用いること。
二百九	1 歯科鑄造用チタン合金	T六一二三	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。
二百十	1 歯科非鑄造用チタン合金	T〇九九三― T六〇〇―	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。ただし、歯科用インプラント又は歯科用インプラントアバットメントの作製に用いるものを除く。
二百十一	1 歯科アマルガム用合金	T六一二七	か 歯科用水銀と練和して、歯の窩洞の てん 充填に用いる。
二百十二	1 歯科用水銀	T六一二七	か てん 歯科アマルガム用合金と練和して、歯の窩洞の充填に用いること。
二百十三	1 歯科用ガリウム合金充てん材	T〇九九三― T六〇〇―	液状のガリウム合金と合金粉末とをか てん 練和して、歯の窩洞の充填に用いること。
二百十四	1 歯科メタルセラミック修復用金属材料	T六一二―	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置を作製すること。
二百十五	1 歯科非鑄造用金合金	T六一二四	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。

二百十六	1 歯科非鑄造用合金	T〇九九三― T六〇〇―	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。ただし、歯科用インプラント又は歯科用インプラントアバットメントの作製に用いるものを除く。
二百十七	1 歯科鑄造用合金	T〇九九三― T六〇〇―	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。
二百十八	1 歯科用合金ろう	T〇九九三― T六〇〇―	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置を作製する金属材料のろう付に用いること。
二百十九	1 歯科用ろう付材料	T〇九九三― T六〇〇―	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置を作製する金属材料のろう付に用いること。
二百二十	1 陶歯	T六五―	義歯に植立すること。
二百二十一	1 歯科用陶材	T〇九九三― T六〇〇―	歯科用陶材製の修復物を作製するために用いること。
二百二十二	1 歯科メタルセラミック修復用陶材	T六五―六	主に歯科メタルセラミック修復物の作製に用いること。
二百二十三	1 歯科鑄造用セラミックス	T〇九九三― T六〇〇―	鑄型に注入し、成形することによって、歯科セラミックス製修復物を作製するために用いること。
二百二十四	1 歯科射出成型用セラミックス	T〇九九三― T六〇〇―	射出成形法によって、歯科セラミックス修復物を作製するために用いること。
二百二十五	1 歯科切削加工用セラミックス	T〇九九三― T六〇〇―	歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニットとともに、歯科セラミックス製補綴物の作製に用いること。ただし、歯科用インプラント又は歯科用インプラントアバットメントの作製に用いるものを除く。
二百二十六	1 歯科加圧成形用セラミックス	T〇九九三― T六〇〇―	てつ 歯科修復物又は補綴物の作製に用いること。
二百二十七	1 アクリル系レジン歯 2 硬質レジン歯	T六五〇六	義歯に植立すること。
二百二十八	1 歯科用暫間被覆冠成形品	T〇九九三― T六〇〇―	支台歯などに被覆する歯冠成形品で、暫間的に用いること。
二百二十九	1 熱可塑性レジン歯	T〇九九三― T六〇〇―	義歯に植立すること。
二百三十	1 メタルブレード臼歯	T〇九九三― T六〇〇―	臼歯として義歯に植立すること。
二百三十一	1 アクリル系歯冠用レジン	T六五―八	歯の形状に築盛若しくは成形修復又は口腔内外で暫間被覆冠の作成若しくは人工歯冠を修復すること。
二百三十二	1 歯冠用硬質レジン	T六五―七	前装冠、ジャケット冠及びブリッジによる歯冠修復又は暫間被覆冠等の

			製作若しくは口 腔 内外での人工歯冠の補修に用いること。
二百三十三	1 歯科用高分子製暫間クラウン及びブリッジ	T〇九九三― T六〇〇―	損傷歯、支台形成歯等に被覆するクラウン、ブリッジ等の暫間補綴物を作製するために用いること。
二百三十四	1 歯科用人工 咬 頭	T〇九九三― T六〇〇―	歯の 咬 合面の 咬 頭作製に用いること。
二百三十五	1 高分子系歯冠用着色材料	T〇九九三― T六〇〇―	高分子系歯冠修復物の色調調整に用いること。
二百三十六	1 歯科セラミックス用接着材料	T〇九九三― T六〇〇―	歯科用セラミックスで作製した歯科修復物又は装置の接着に用いること。
二百三十七	1 歯科レジン用接着材料	T〇九九三― T六〇〇―	レジン系修復物又は歯列矯正用アタッチメントの接着に用いること。
二百三十八	1 が 歯牙固定用補強材	T〇九九三― T六〇〇―	動揺歯の固定、歯列矯正の保定等の補強に用いること。
二百三十九	1 歯科切削加工用レジン材料	T〇九九三― T六〇〇―	歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニットとともに、歯科高分子製補綴物作製に用いること。ただし、歯科用インプラント又は歯科用インプラントアバットメントの作製に用いるものを除く。
二百四十	1 歯科用被覆冠成形品	T〇九九三― T六〇〇―	支台歯などに被覆する歯冠成形品として用いること（暫間的に用いることを除く。）。
二百四十一	1 歯科セラミックス用着色材料	T〇九九三― T六〇〇―	セラミックス系歯科修復物又は補綴物の色調調整に用いること。
二百四十二	1 義歯床用アクリル系レジン	T六五〇―	主に義歯床の作製に用いること。
二百四十三	1 義歯床用熱可塑性レジン	T〇九九三― T六〇〇―	義歯床、仮床、ナイトプレート、個人トレー、ナイトガード、スプリント等を作製するために用いること。
二百四十四	1 義歯床用短期弾性裏装材	T六五一九	義歯床の粘膜面に短期間装着すること。
二百四十五	1 義歯床用長期弾性裏装材	T六五二〇	義歯床の粘膜面に比較的長期間装着すること。
二百四十六	1 歯科レジン系補綴物表面滑沢硬化材	T〇九九三― T六〇〇―	歯科用レジン系補綴物の表面の滑沢性及び耐磨耗性を高めるために用いること。
二百四十七	1 義歯床用軟質裏装材	T〇九九三― T六〇〇―	義歯床粘膜面の軟質裏装（弾性裏装を除く。）に用いること。
二百四十八	1 暫間義歯床用レジン	T〇九九三― T六〇〇―	治療用複製義歯、暫間義歯などの作製に用いること。
二百四十九	1 義歯床用軟性レジン	T〇九九三― T六〇〇―	圧痛等の緩和のために義歯床等の一部に用いること。
二百五十	1 義歯床用硬質裏装材	T六五二―	義歯床の裏装に用いること。

二百五十一	1 義歯床補修用レジン	T〇九九三―― T六〇〇―	義歯床の裏装、改床又は補修に用いること。
二百五十二	1 義歯床用接着材料	T〇九九三―― T六〇〇―	義歯床の作製、補修及び裏装において義歯床へのレジンの接着に用いること。
二百五十三	1 歯科用りん酸亜鉛セメント 2 歯科用ポリカルボキシレートセメント	T六六〇九――	歯科修復物又は装置を口腔内硬組織又は装置に密着させるための合着材、修復時の裏層材及び裏装材として用いること。
二百五十四	1 歯科用けいりん酸セメント	T六六〇九――	口腔内での歯の窩洞・欠損の暫間充填又は歯科修復物の合着に用いること。
二百五十五	1 歯科接着用レジンセメント 2 歯科用コンポジットレジンセメント	T〇九九三―― T六〇〇―	歯科修復物・歯科修復材・歯科装置・口腔内硬組織のいずれかの相互間の接着に用いること。
二百五十六	1 歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント	T六六一〇	仮着、合着、暫間修復、裏層、裏装又は仮封に用いること。
二百五十七	1 歯科用酸化亜鉛非ユージノールセメント	T六六一〇	仮着又は仮封に用いること。
二百五十八	1 歯科合着用ガラスポリアルケノエートセメント	T六六〇九――	歯科修復物又は装置を口腔内硬組織又は装置に密着させるための合着材として用いること。
二百五十九	1 歯科用エトキシ安息香酸セメント	T〇九九三―― T六〇〇―	歯の仮封、暫間修復、裏層及び裏装に用いること。
二百六十	1 歯科用硫酸亜鉛セメント	T〇九九三―― T六〇〇―	歯の仮封、暫間修復、裏層及び裏装に用いること。
二百六十一	1 歯科用アルミン酸セメント	T〇九九三―― T六〇〇―	歯の裏層、裏装及び覆髄に用いること。
二百六十二	1 歯科合着用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント	T六六〇九―ニ	歯科の修復物、補綴物等の合着に用いること。
二百六十三	1 歯科用シアノアクリレート系セメント	T〇九九三―― T六〇〇―	歯科修復物・歯科修復材・歯科装置・口腔内硬組織のいずれかの相互間の合着・接着に用いるもの
二百六十四	1 歯科用色調試験材料	T〇九九三―― T六〇〇―	歯科修復物等の色調適合性の確認に用いること。
二百六十五	1 歯科用色調適合確認材料	T〇九九三―― T六〇〇―	歯科用セメントの色調適合性の確認に用いること。
二百六十六	1 歯科充填用コンポジットレジン	T六五一四	口腔内での歯の窩洞・欠損の成形修復(根管内への適用を除く。)又は人工歯冠の補修に用いること。
二百六十七	1 高分子系ブラケット接着材及び歯面調整材	T〇九九三―― T六〇〇―	歯列矯正用アタッチメント又は歯列矯正用帯環を歯又は歯科修復物に合着又は接着すること。

二百六十八	1 歯科高分子系接着材	T〇九九三― T六〇〇―	か 歯の窩洞・根管・欠損又は歯科修復物への歯科修復材の接着に用いること。
二百六十九	1 歯科用エッチング材	T〇九九三― T六〇〇―	歯又は歯科修復物のエッチング(技工専用を除く。)に用いること。
二百七十	1 歯科用象牙質接着材	T〇九九三― T六〇〇―	げ か 象牙質を含む窩洞若しくは欠損又は人工歯冠等装置への接着に用いること。
二百七十一	1 歯科充 填 用ガラスポリアルケノエートセメント 2 歯科用けい酸塩セメント	T六六〇九―	こう か てん 口 腔 内での歯の窩洞・欠損の充 填(成形修復)又は人工歯冠の補修に用いること。
二百七十二	1 歯科支台築造用ガラスポリアルケノエートセメント	T六六〇九―	歯科の支台築造に用いること。
二百七十三	1 歯科支台築造用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント	T六六〇九―ニ	歯科の支台築造に用いること。
二百七十四	1 歯科裏層用ガラスポリアルケノエートセメント	T六六〇九―	こう 口 腔 内硬組織の裏層材や裏装材として用いること。
二百七十五	1 高分子系歯科小窩裂溝封鎖材	T六五二四	か 歯科小窩裂溝の封鎖に用いること。
二百七十六	1 歯科小窩裂溝封鎖用ガラスポリアルケノエート系セメント	T六六〇九―	か 歯科小窩裂溝の封鎖に用いること。
二百七十七	1 歯科小窩裂溝封鎖用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント	T六六〇九―ニ	か 歯科小窩裂溝の封鎖に用いること。
二百七十八	1 歯科表面滑沢硬化材	T〇九九三― T六〇〇―	歯科修復物表面の滑沢化又は硬化に用いること。
二百七十九	1 歯科用覆髄材料	T〇九九三― T六〇〇―	か 歯の窩洞の覆髄に用いること。
二百八十	1 歯科用支台築造材料	T六五二三	歯科の支台築造に用いること。
二百八十一	1 歯科充 填 用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント	T六六〇九―ニ	こう か てん 口 腔 内での歯の窩洞・欠損の充 填又は人工歯冠の補修に用いること。
二百八十二	1 歯科充 填 用アクリル系レジン	T〇九九三― T六〇〇―	こう か てん 口 腔 内での歯の窩洞・欠損の充 填(成形修復)又は人工歯冠の補修に用いること。
二百八十三	1 歯科間接修復用コンポジットレジン	T〇九九三― T六〇〇―	か 歯の窩洞・欠損上又はその模型上で予備硬化後、口 腔 外にて最終硬化させて修復物として用いること。
二百八十四	1 歯科充 填 用色調調整材	T〇九九三― T六〇〇―	てん レジン系歯科充 填 材料の色調又は粘度の調整に用いること。
二百八十五	1 歯科接着・充 填 材料用表面硬化保護材	T〇九九三― T六〇〇―	てん 歯科接着・充 填 材料の表面の硬化促進又は保護に用いること。

二百八十六	1 歯面処理材	T〇九九三― T六〇〇―	か 窩洞又は根管形成後の歯面処理に用 いること。
二百八十七	1 歯科用シーリング・コーティン グ材	T〇九九三― T六〇〇―	げ 象牙細管の封鎖、又は歯質と修復 物、補綴物等との界面の封鎖に用い ること。
二百八十八	1 歯面コーティング材	T〇九九三― T六〇〇―	歯の表面のコーティングに用いるこ と。
二百八十九	1 歯科裏層用高分子系材料	T〇九九三― T六〇〇―	歯の裏層及び裏装に用いること。
二百九十	1 歯科用テンポラリーストッピン グ	T六五〇七	治療中の歯の一時的な暫間修復に用 いること。
二百九十一	1 歯科用酸化亜鉛ユージノール仮 封向け材料	T六六―〇	仮封に用いること。
二百九十二	1 歯科用高分子系仮封材料 2 歯科用仮封材	T〇九九三― T六〇〇―	歯の仮封に用いること。
二百九十三	1 歯科用歯周保護材料	T〇九九三― T六〇〇―	歯周組織の被覆・保護に用いるこ と。
二百九十四	1 歯科用根管充 ^{てん} 填 ガッタパーチ ャポイント 2 歯科用根管充 ^{てん} 填 ポイント	T六五一五	歯の根管の充 ^{てん} 填 に用いること。
二百九十五	1 歯科用根管充 ^{てん} 填 固状材料	T〇九九三― T六〇〇―	歯の根管の充 ^{てん} 填 に用いること。
二百九十六	1 歯科用根管充 ^{てん} 填 シーラ	T六五二二	歯の根管の封鎖に用いること。
二百九十七	1 根管充 ^{てん} 填 材用軟化材	T〇九九三― T六〇〇―	根管充 ^{てん} 填 材料の軟化に用いること。
二百九十八	1 歯科用キャビティーバーニッシ ュ	T〇九九三― T六〇〇―	歯髄保護及びアマルガム修復物充 ^{てん} 填 時の辺縁封鎖に用いること。
二百九十九	1 歯科用アルギン酸塩印象材	T六五〇五	こう 口 腔 内の印象採得に用いること。
三百	1 歯科用ポリエーテル印象材 2 歯科用ポリサルファイド印象材 3 歯科用シリコーン印象材	T六五一三	こう 口 腔 内の印象採得に用いること。
三百一	1 歯科用寒天印象材	T六五一二	こう 口 腔 内の印象採得に用いること。
三百二	1 歯科用インプレッションコンパ ウンド	T六五〇四	こう 口 腔 内の印象採得及び他の印象材を 保持するトレーの作製に用いるこ と。
三百三	1 歯科用酸化亜鉛ユージノール系 印象材	T〇九九三― T六〇〇―	こう 口 腔 内の印象採得に用いること。
三百四	1 歯科用光学印象採得補助材料	T〇九九三― T六〇〇―	光学印象を採得するときに乱反射等 の防止に用いること。
三百五	1 粘着型義歯床安定用糊材	T六五二五―	こう 口 腔 粘膜に対して可撤性義歯の維持 力を一時的に高めるために使用する こと。

三百六	1 密着型義歯床安定用糊材	T六五二五―二	こう 口 腔 粘膜に対して可撤性義歯の維持力を一時的に高めるために使用すること。
三百七	1 歯科用保持ピン	T〇九九三―一 T六〇〇―	てつ 歯科修復物、補 綴 物等を歯に保持又は安定させるために用いること。
三百八	1 歯科用精密ボールアタッチメント	T〇九九三―一 T六〇〇―	てつ 補 綴 物又はインプラントアバットメントと義歯等とを連結するために用いること。
三百九	1 歯科用精密バーアタッチメント	T〇九九三―一 T六〇〇―	てつ 補 綴 物又はインプラントアバットメントと義歯等とを連結するために用いること。
三百十	1 歯科用精密磁性アタッチメント	T六五四三	てつ 磁力を利用して補 綴 物又はインプラントアバットメントと義歯等とを連結するために用いること。
三百十一	1 歯科用精密スライドアタッチメント 2 歯科用精密弾性アタッチメント	T〇九九三―一 T六〇〇―	てつ 補 綴 物と義歯等とを連結するために用いること。
三百十二	1 歯科根管用ポスト成形品	T〇九九三―一 T六〇〇―	てつ 歯科修復物、補 綴 物等の維持又は補強に用いること。
三百十三	1 はん 歯科 汎 用アクリル系レジン	T〇九九三―一 T六〇〇―	暫間インレー、クラウン、ブリッジ、個歯トレー等の作製、義歯床の修理等に用いること。
三百十四	1 歯科技工用金属表面処理材料	T〇九九三―一 T六〇〇―	歯科用金属表面の接着性の付与又は強化に用いること。
三百十五	1 歯科金属用接着材料	T〇九九三―一 T六〇〇―	金属製修復物又は装置の接着に用いること。
三百十六	1 歯科用知覚過敏抑制材料	T〇九九三―一 T六〇〇―	げ 象牙質又は形成象牙質の知覚過敏の抑制に用いること。
三百十七	1 こう 歯科用長期的使用 咬 合スプリント向け材料	T〇九九三―一 T六〇〇―	こう 歯科用 咬 合スプリントを作製するために用いること。
三百十八	1 こう 歯科用長期的使用 咬 合スプリント	T〇九九三―一 T六〇〇―	こう 歯の 咬 合面を被覆することで、歯列の保持、咬 合面の保護、 こう 顎 関節痛の軽減等に用いること。
三百十九	1 歯科用長期的使用高分子 こう 鉤 成形品	T〇九九三―一 T六〇〇―	可撤式局部義歯の維持装置として長期的に用いること。
三百二十	1 歯科用長期的使用金属 こう 鉤 成形品	T〇九九三―一 T六〇〇―	可撤式局部義歯の維持装置として長期的に用いること。
三百二十一	1 電動式ケラトーム	T〇六〇――	角膜表層切除術、移植角膜の切除、全層及び表層角膜移植、寄贈眼からの角膜摘出の範囲内であって、角膜を層状に切除すること。
三百二十二	1 電動式ケラトーム用替刃	T〇九九三―一	電動式ケラトームに用いる替刃として用いること。

三百二十三	1 単回使用眼科用ナイフ	T二一〇七	眼科手術に使用すること。
三百二十四	1 単回使用メス用刃 2 単回使用メス	T二一〇七	外科的手術、切離並びに検査・研究用試料及び物体の切断に使用すること。
三百二十五	1 単回使用眼内レンズ挿入器	T〇九九三一一	眼内に挿入し、眼内レンズの挿入及び配置を導くために使用すること。
三百二十六	1 検査用コンタクトレンズ 2 単回使用検査用コンタクトレンズ	T〇九九三一一	眼の前面に装着して眼内の状態を観察し、診断及び治療を支援すること。
三百二十七	1 網膜電位計用角膜電極	T〇九九三一一	眼の前面に装着して網膜電位を測定する時、電位信号を伝達すること。
三百二十八	1 天然ゴム製手術用手袋 2 非天然ゴム製手術用手袋	T九一〇七	医科及び歯科の手術において、患者及び使用者を交差感染から保護すること。
三百二十九	1 家庭用電気マッサージ器 2 家庭用エアマッサージ器 3 家庭用吸引マッサージ器 4 針付きバイブレータ	T二〇〇二	あんま、マッサージの代用。一般家庭で使用する。
三百三十	1 家庭用温熱式指圧代用器 2 家庭用ローラー式指圧代用器 3 家庭用エア式指圧代用器	T二〇〇二	指圧の代用。一般家庭で使用する。
三百三十一	1 家庭用超音波気泡浴装置 2 家庭用気泡浴装置 3 家庭用過流浴装置	T二〇〇五	温水流や気泡によるマッサージ効果、温熱効果。一般家庭で使用する。
三百三十二	1 家庭用低周波治療器	T二〇〇三	肩こりの緩解、 ^ひ 麻痺した ^い 筋肉の萎縮の予防及びマッサージ効果。一般家庭で使用する。
三百三十三	1 家庭用電位治療器	T二〇〇三	頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解。一般家庭で使用する。
三百三十四	1 家庭用超短波治療器	T二〇〇三	超短波による局所の温熱効果。一般家庭で使用する。
三百三十五	1 超短波治療器	T〇六〇一一二— 三	身体の特定の部位にRF波帯域の電磁エネルギーを供給し、体組織内に深部熱を発生させ、その温熱効果により特定の症状(^{とう} 疼痛、 ^{けい} 筋痙縮、関節性拘縮)の改善を行うこと。
三百三十六	1 電位・温熱・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器	T二〇〇二 T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九	電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、温熱治療器として電熱による温熱効果、電気マッサージとしてあんま、マッサージの代用。一般家庭で使用する。
三百三十七	1 低周波・電位・超短波組合せ家庭用医療機器	T二〇〇三 T二〇〇九	低周波治療器として肩こりの緩解、 ^ひ 麻痺した ^い 筋肉の萎縮の予防及びマッサージ効果、電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、超短波治療器として超短波による局所の温熱効果。一般家庭で使用する。

三百三十八	1 低周波・電位・温熱組合せ家庭用医療機器	T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九	低周波治療器として肩こりの緩解、 ひ 麻痺した筋肉の ^い 萎縮の予防及びマッ サージ効果、電位治療器として頭 痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の 緩解、温熱治療器として電熱による 温熱効果。一般家庭で使用するこ と。
三百三十九	1 低周波・温熱・電気マッサージ 組合せ家庭用医療機器	T二〇〇二 T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九	低周波治療器として肩こりの緩解、 ひ 麻痺した筋肉の ^い 萎縮の予防及びマッ サージ効果、温熱治療器として電熱 による温熱効果、電気マッサージと してあんま、マッサージの代用。一 般家庭で使用するこ。
三百四十	1 低周波・電位組合せ家庭用医療 機器	T二〇〇三 T二〇〇九	低周波治療器として肩こりの緩解、 ひ 麻痺した筋肉の ^い 萎縮の予防及びマッ サージ効果、電位治療器として頭 痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の 緩解。一般家庭で使用するこ。
三百四十一	1 低周波・超短波組合せ家庭用医 療機器	T二〇〇三 T二〇〇九	低周波治療器として肩こりの緩解、 ひ 麻痺した筋肉の ^い 萎縮の予防及びマッ サージ効果、超短波治療器として超 短波による局所の温熱効果。一般家 庭で使用するこ。
三百四十二	1 低周波・電気マッサージ組合せ 家庭用医療機器	T二〇〇二 T二〇〇三 T二〇〇九	低周波治療器として肩こりの緩解、 ひ 麻痺した筋肉の ^い 萎縮の予防及びマッ サージ効果、電気マッサージとして あんま、マッサージの代用。一般家 庭で使用するこ。
三百四十三	1 低周波・温熱組合せ家庭用医療 機器	T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九	低周波治療器として肩こりの緩解、 ひ 麻痺した筋肉の ^い 萎縮の予防及びマッ サージ効果、温熱治療器として電熱 による温熱効果。一般家庭で使用する こ。
三百四十四	1 低周波・温 ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} 組合せ家庭用 医療機器	T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九	低周波治療器として肩こりの緩解、 ひ 麻痺した筋肉の ^い 萎縮の予防及びマッ サージ効果、温 ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} として局所への 加熱による ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} の代用。一般家庭で 使用するこ。
三百四十五	1 電位・超短波組合せ家庭用医療 機器	T二〇〇三 T二〇〇九	電位治療器として頭痛、肩こり、不 眠症及び慢性便秘の緩解、超短波治 療器として超短波による局所の温熱 効果。一般家庭で使用するこ。
三百四十六	1 電位・温熱組合せ家庭用医療機 器	T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九	電位治療器として頭痛、肩こり、不 眠症及び慢性便秘の緩解、温熱治療 器として電熱による温熱効果。一般 家庭で使用するこ。

三百四十七	1 電位・温 ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} 組合せ家庭用医療機器	T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九	電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、温 ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} として局所への加熱による ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} の代用。一般家庭で使用するこ
三百四十八	1 電位・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器	T二〇〇二 T二〇〇三 T二〇〇九	電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、電気マッサージとしてあんま、マッサージの代用。一般家庭で使用するこ
三百四十九	1 電位・エアマッサージ組合せ家庭用医療機器	T二〇〇二 T二〇〇三 T二〇〇九	電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、エアマッサージとしてあんま、マッサージの代用。一般家庭で使用するこ
三百五十	1 温熱・温 ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} 組合せ家庭用医療機器	T二〇〇八 T二〇〇九	温熱治療器として電熱による温熱効果、温 ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} として局所への加熱による ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} の代用。一般家庭で使用するこ
三百五十一	1 温熱・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器	T二〇〇二 T二〇〇八 T二〇〇九	温熱治療器として電熱による温熱効果、電気マッサージとしてあんま、マッサージの代用。一般家庭で使用するこ
三百五十二	1 温 ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} ・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器	T二〇〇二 T二〇〇八 T二〇〇九	温 ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} として局所への加熱による ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} の代用、電気マッサージとしてあんま、マッサージの代用。一般家庭で使用するこ
三百五十三	1 家庭用赤外線治療器	T二〇〇一	赤外線加熱による温熱効果。一般家庭で使用するこ
三百五十四	1 家庭用紫外線治療器	T二〇〇一	水虫及びわきがの軽減。一般家庭で使用するこ
三百五十五	1 家庭用電気磁気治療器	T二〇〇六	装着部位のこり及び血行の改善。一般家庭で使用するこ
三百五十六	1 家庭用永久磁石磁気治療器	T二〇〇七	装着部位のこり及び血行の改善。一般家庭で使用するこ
三百五十七	1 家庭用温熱治療器	T二〇〇八	電熱による温熱効果。一般家庭で使用するこ
三百五十八	1 温 ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} 器	T二〇〇八	局所への加熱による ^{きゅう} 灸 ^{きゅう} の代用。一般家庭で使用するこ
三百五十九	1 家庭用超音波吸入器 2 家庭用電動式吸入器 3 家庭用電熱式吸入器	T二〇一〇	鼻 ^{こう} 腔 ^{いんこう} と咽喉の加湿、洗浄により不快感の改善。一般家庭で使用するこ
三百六十	1 貯槽式電解水生成器 2 連続式電解水生成器	T二〇〇四	胃腸症状改善のための飲用アルカリ性電解水の生成。一般家庭で使用するこ
三百六十一	1 ポケット型補聴器 2 耳かけ型補聴器 3 フェイスプレート式補聴器 4 耳あな型補聴器	C五五一二	身体に装着して、難聴者が音を増幅して聞くことを可能とすること。ただし、気導式のものに限る。

	5 モジュラ式耳あな型補聴器 6 オーダーメイド式耳あな型補聴器 7 カナル型補聴器 8 完全耳内式耳あな型補聴器 9 メガネ型補聴器 10 プログラム式補聴器 11 デジタル式補聴器 12 ヘッドバンド型補聴器		
三百六十二	1 骨導式補聴器	T〇六〇――	身体に装着して、難聴者が音を増幅して聞くことを可能とすること。
三百六十三	1 男性向け避妊用コンドーム	T九――	避妊及び性感染症予防の補助。
三百六十四	1 X線CT組合せ型循環器X線診断装置	T〇六〇―― 三 Z四七五――二 四三 Z四七五――二 四四	X線CT診断装置(患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供する装置)及び循環器用X線透視診断装置(循環器透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供する装置)を具備し、X線CT診断と循環器用X線透視診断を同時に使用することが不可能なシステムであり、両方の撮影による画像を複合的に処理することで新たな診断情報を提供しないこと。
三百六十五	1 長時間心電用データレコーダ 2 リアルタイム解析型心電図記録計	T〇六〇――	患者が携行し、心電図記録を行うこと。
三百六十六	1 筋電計電極	T〇九九三――	中枢神経を除く神経組織又は筋肉に挿入し、神経組織又は筋肉の活動電位を検知すること。
三百六十七	1 経皮血中ガス分析装置 2 経皮血液ガスモジュール 3 経皮血液ガスセンサ	T〇六〇――	経皮的に血中の酸素分圧、二酸化炭素分圧又は酸素分圧及び二酸化炭素分圧を測定し、表示するために用いること。
三百六十八	1 耳音響放射装置	T〇六〇――	耳から放射される微弱な音を記録及び分析すること。
三百六十九	1 発声機能検査装置	T〇六〇――	発声強度、基本周波数及び呼気流量を測定する(呼気圧を測定する場合を含む。)ことにより、発声器官の機能障害の検査に用いること。
三百七十	1 単回使用縫合針	T三一〇二	組織に対し、縫合糸を挿入及び引き抜くこと。
三百七十一	1 歯科鑄造用ニッケル・クロム合金	T〇九九三―― T六〇〇――	てつ 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。

三百七十二	1 MR装置用高周波コイル	Z四九五ー又はIE G六〇六〇ー―二 ―三三	患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供するMR装置に接続して高周波の送受信又は受信を行うこと。なお、MR装置の静磁場強度は四テスラ以下であること。
三百七十三	1 発作時心臓活動記録装置	T〇六〇ー―	医師の指導の下に患者が携行し、発作時の心電図記録を行うこと。
三百七十四	1 脳波計	T〇六〇ー―	脳の活動電位の導出、記録若しくは分析又はそれらの組合せにより、診療のための情報を提供すること。
三百七十五	1 胎児頭皮用電極 2 分娩監視装置 3 子宮用力ターテル	Tー三〇三	胎児の心拍数及び母体陣痛の検出に用いること。
三百七十六	1 経皮血中ガス分析装置・パルスオキシメータ組合せ生体現象監視用機器 2 経皮血液ガスセンサ・パルスオキシメータプローブ組合せ生体現象監視用機器	T〇六〇ー―	経皮的に血中の酸素分圧、二酸化炭素分圧又は酸素分圧及び二酸化炭素分圧を測定し、及び表示するとともに動脈血の経皮的酸素飽和度を測定し、及び表示すること。
三百七十七	1 耳管機能検査装置	T〇六〇ー―	えん 嚥 下運動に伴う鼻 腔 と外耳道の間 の通音性の変化、えん 嚥 下運動を含む生 理現象によって中耳 腔 が解放される 際の圧力の変化又はその両方を観測 することにより、耳管の開閉機能の 検査に用いること。
三百七十八	1 分割型レジン 臼 歯	T〇九九三― T六〇〇ー	こう 咬 合面に金属を使用するレジン 臼 歯を作製するために用いるこ と。
三百七十九	1 歯冠用熱可塑性レジン	T〇九九三― T六〇〇ー	射出成型等によりクラウン、インレ ー、暫間被覆冠等を作製するために 用いること。
三百八十	1 歯科インプラント用上部構造材	T〇九九三― T六〇〇ー	埋植後の歯科用インプラントから口 腔 内へ露出したアバットメントに機 械的に固定するために用いること。
三百八十一	1 歯科動揺歯固定用接着材料	T〇九九三― T六〇〇ー	動揺歯の固定に用いること。
三百八十二	1 歯科用レジン系印象材	T〇九九三― T六〇〇ー	こう 口 腔 内の印象採得に用いること。
三百八十三	1 単回使用胆管造影用針	T三三〇七	直接又は経皮経肝的に胆管を 穿 刺 し、胆管造影用の造影剤を胆管に手 動で注入すること又は薬液を注入す ること、排液すること若しくはガイ ドワイヤの挿入の補助具として使用 すること(造影剤注入装置に接続して 使用することを除く。)

三百八十四	1 歯科用注射針	T六一三〇	局所麻酔用の歯科用カートリッジ注射筒に装着して使用すること。
三百八十五	1 造影剤注入用針	T三三〇五	造影剤注入装置若しくはシリンジポンプに接続し、又は手動によって造影剤を静脈又はリンパ管に注入すること。
三百八十六	1 血液ガス検体採取用注射筒	T三二五四	採血容器(採血針付き採血容器を含む。)及び密封用具により構成され、主として血液ガスの測定を目的として動脈血を採取すること。
三百八十七	1 単回使用自動ランセット	T三二五七	血液検査のため、少量の血液検体を指先、 ^だ 耳朶等の血管から採取すること。
三百八十八	1 気管・気管支用イントロデューサ 2 カテーテルイントロデューサ 3 静脈用カテーテルイントロデューサキット 4 止血弁付カテーテルイントロデューサ	T三二六一	体内にカテーテル等を経口的又は経皮的に挿入し、及び配置するために用いること。ただし、中心循環系に接触しない又は中心循環系を経由しないものに限る。
三百八十九	1 造影用耐圧チューブ 2 血管造影用活栓 3 針なし造影剤輸液セット用延長チューブ 4 針なし造影剤用輸液セット	T三二五二	特定の器官系又は体部の血管のX線撮影における可視化の準備に用いること。
三百九十	1 圧力モニタリング用チューブセット 2 圧力モニタリング用ダンピングデバイス 3 圧モニタリング用ストップコック 4 採血ポート付採血キット 5 連続流式フラッシュデバイス	T三三五一	カテーテルに接続し、又は血管に ^{せん} 穿刺することにより観血的血圧測定又は脳 ^{せき} 脊髄液圧測定に使用する圧トランスデューサと組み合わせて使用すること。
三百九十一	1 イントロデューサ針	T三二六二	カテーテル又はガイドワイヤの配置及び操作を目的として、これらを体内に通すために用いること。
三百九十二	1 オブチュレータ	T三二五九	血管用又は透析用のチューブ等の内 ^{こう} 腔に挿入し、体内からの血液等の漏出防止及びチューブ等の折れ防止に用いること。
三百九十三	1 経腸栄養ポンプ用消化器用ストップコック 2 ポンプ用経腸栄養延長チューブ	T三二六四	経腸栄養ライン(経腸栄養ポンプを用いるものを含む。)に接続し、延長又は液体の流路方向の制御を行うこと。
三百九十四	1 インスリンポンプ用輸液セット	T三二五六	皮下又は血管にインスリンを微量持続投与するためにインスリンポンプに取り付けられた注射筒に接続すること。
三百九十五	1 酸素濃縮装置	T七二〇九	周囲の空気から窒素又は酸素を分離することにより、酸素分圧の高い空

			気を作り出し、患者に供給すること。
三百九十六	1 カテーテル拡張器	T三二六〇	カテーテル又はガイドワイヤの導入 又は操作のために、内腔又は開口部 を拡張又は拡大すること。ただし、 ハブが付いていないものにあつて は、頭部外科用、胃瘻用、胆道瘻 孔用、腎瘻用、鎖骨下用、末梢 血管用又は大腿血管用に限る。
三百九十七	1 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置	TO六〇―― Z四七五――二―― 四四	患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報、当該患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理した再構成画像及びこれらの画像を重ね合わせた画像を診療のために提供すること。
三百九十八	1 ポジトロンCT組合せ型SPECT装置	TO六〇――	ポジトロンCT撮影及びSPECT撮影は同時に行わずに、体内における放射性同位元素の分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること(X線による画像情報を診療のために提供することは除く。)
三百九十九	1 人体開口部用超音波プローブカバー 2 術中用超音波プローブカバー	TO九九三――	超音波プローブに装着し、体液等から保護するために用いること(単回使用のものに限る。)
四百	1 超音波プローブ穿刺用キット	TO九九三――	超音波画像診断装置等で監視しながら行う穿刺に際し、穿刺針を刺入方向に導くこと。
四百一	1 ホルタ解析装置	C六二三六八――	患者が携行する記録装置によりあらかじめ記録された長時間の心電図を患者環境外において解析すること。
四百二	1 バルーン拡張式血管形成術向けカテーテル用コネクタ	T三二六三	カテーテルに接続し、血液の漏れの軽減、併用するカテーテルの操作の補助、サイドポートからの造影剤、薬液又は生理食塩液の注入、圧力監視等を行うために用いること。
四百三	1 超音波プローブ用穿刺針装着器具	TO九九三――	超音波プローブに固定し、穿刺針を装着するために用いること。
四百四	1 除染・滅菌用洗浄器	T七三二九	医療行為等で汚染された医療機器等を容器内で洗浄し、高圧の蒸気による湿熱を利用し滅菌すること。
四百五	1 組合せ理学療法機器	TO六〇――	能動型自動牽引装置、能動型自動間欠牽引装置又は能動型簡易型牽引装置として腰椎症又は頸椎症の治療に使用すること。ベッド型マッサージ器としてマッサージ効果。

四百六	1 歯科用吸引装置 2 歯科用吸引装置ポンプ	T五八〇ー	歯科治療中に口 腔 から発生する水、 血液、唾液若しくは碎片又は口 腔 外 に飛散する飛 沫 を吸引除去すること。
四百七	1 歯科用多目的グラスポリアルケ ノエートセメント	T〇九九三―― T六〇〇ー	歯科の修復、合着、裏層、裏装、支 台築造等に用いること。
四百八	1 歯科用暫間修復向けグラスポリ アルケノエート系レジンセメン ト	T〇九九三―― T六〇〇ー	歯科の暫間修復に用いること。
四百九	1 歯科用色調遮 蔽 材料	T〇九九三―― T六〇〇ー	歯、歯冠修復物、補 綴 物又は装置の 色調の遮 蔽 に用いること。
四百十	1 歯科技工用接着材料	T〇九九三―― T六〇〇ー	歯科技工において修復物又は装置の 製作又は補修のための接着に用いる こと。
四百十一	1 単回使用人工心肺用熱交換器	T一七〇四	心肺バイパス術又は治療を目的とし て血液又は 灌 流液を加温又は冷却す ること。
四百十二	1 電位治療器	T〇六〇――二― 二〇八	頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘 の緩解。
四百十三	1 電位治療器・赤外線治療器組合 せ理学療法機器	T〇六〇――	頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘 の緩解並びに身体の硬直、疼 痛又は 炎症のある部位を温めて治療に用い ること。
四百十四	1 電動式液晶サーモグラフィ装置	T〇六〇――	体表温度分布を計測、表示又は分析 するために用いること。
四百十五	1 電気音響トランスデューサ	T〇六〇――	心臓の活動によって生じ、体表に伝 達される振動を検出するために用い ること。
四百十六	1 電動式皮膚痛覚計	T〇六〇――	患者の痛みに関する感受性を測定す るために用いること。
四百十七	1 単回使用眼科手術用チューブ付 カニューレ	T〇九九三――	眼科手術時に 灌 流液等の注入又は眼 内物質等の吸引に用いること。
四百十八	1 単回使用皮下導通用トンネラ	T〇九九三――	チューブ等を導通させる目的で皮下 にトンネルを作製するために用いる こと。
四百十九	1 単回使用眼科用医薬品注入器	T〇九九三――	薬液を眼内等に注入するために用い ること。
四百二十	1 単回使用止血用クリップアプラ イヤ	T〇九九三――	止血用クリップを取り付けるために 用いること。
四百二十一	1 単回使用自動縫合器	T〇九九三――	組織の縫合に用いること。
四百二十二	1 単回使用関節鏡用縫合器	T〇九九三――	関節鏡使用下で組織の縫合に用いる こと(高度管理医療機器であるステー プルを内蔵するものを除く。)
四百二十三	1 単回使用手術用ステープラ	T〇九九三――	手術に使用するステープルの打ち込 みに用いること(高度管理医療機器で

			あるステープルを内蔵するものを除く。))。
四百二十四	1 単回使用ワイヤ・結さつ糸パサ ー	TO九九三――	ワイヤ又は結さつ糸を組織に貫通させるために用いること。
四百二十五	1 単回使用縫合糸パサー	TO九九三――	縫合糸及び縫合針を組織に貫通させるために用いること。
四百二十六	1 単回使用ステープルリムーバ	TO九九三――	手術に使用するステープルを抜去するために用いること。
四百二十七	1 単回使用皮膚クリップ	TO九九三――	皮膚切開端の接近又は電極等の皮膚への固定に用いること。
四百二十八	1 単回使用頭皮クリップ	TO九九三――	頭皮の止血に用いること。
四百二十九	1 単回使用手術用パンチ 2 大動脈手術用パンチ	TO九九三――	組織、血管等に孔を作製するために用いること。
四百三十	1 能動型展伸・屈伸回転運動装置	TO六〇――	上肢、下肢又は背筋等の筋力を維持、発達又は回復させるために用いること。
四百三十一	1 電動式角膜トレパン	TO六〇――	角膜ボタン(角膜の輪状片)の切除に用いること。
四百三十二	1 単回使用強膜刀	TO九九三――	強膜の切開に用いること。
四百三十三	1 単回使用手動式角膜トレパン	TO九九三――	角膜ボタン(角膜の輪状片)の切除に用いること。
四百三十四	1 単回使用アデノトーム用刃	TO九九三――	アデノイド組織の切除に用いること。
四百三十五	1 単回使用はさみ	TO九九三――	医療用の単回使用はさみとして用いること。
四百三十六	1 単回使用眼科用せん刀	TO九九三――	眼科手術時の組織の切断等に用いること。
四百三十七	1 単回使用手術用のこぎり	TO九九三――	医療用の単回使用手術用のこぎりとして用いること。
四百三十八	1 電動式手術用のこぎり	TO六〇――	医療用の電動式手術用のこぎりとして用いること。
四百三十九	1 単回使用のこぎり	TO九九三――	医療用の単回使用のこぎりとして用いること。
四百四十	1 単回使用やすり	TO九九三――	医療用の単回使用やすりとして用いること。
四百四十一	1 単回使用眼科用スネア	TO九九三――	切除する組織の周囲に軟性ワイヤ等のループを配置し、これを締め付けるために用いること。
四百四十二	1 単回使用頭 ^{がい} 蓋 ^{がい} 骨用バー	TO九九三――	軟質又は硬質の頭 ^{がい} 蓋 ^{がい} 組織の孔あけに用いること。
四百四十三	1 気道確保用針	TO九九三――	気道の開口に用いること。
四百四十四	1 単回使用 ^{せん} 穿 ^{せん} 孔器	TO九九三――	組織又は骨の ^{せん} 穿 ^{せん} 孔等に用いること(注入又は生検に用いるものを除く。))。
四百四十五	1 単回使用髄核切除吸引摘出器	TO九九三――	経皮的に髄核を摘出するために用いること。

四百四十六	1 単回使用デルマトーム用刃	ＴＯ九九三――	デルマトームに取り付け、皮膚移植組織を採取するために用いること。
四百四十七	1 単回使用血管手術用ストリッパ	ＴＯ九九三――	血管の切除等に用いること。
四百四十八	1 単回使用眼科用ピンセット	ＴＯ九九三――	医療用の単回使用眼科用ピンセットとして用いること。
四百四十九	1 単回使用ピンセット	ＴＯ九九三――	医療用の単回使用ピンセットとして用いること。
四百五十	1 単回使用 ^{かん} 鉗子	ＴＯ九九三――	組織等を把持、圧迫又は支持するために用いること。
四百五十一	1 単回使用手術用消息子	ＴＯ九九三――	^{ろう} 洞、 ^瘻 その他の空洞又は創部等の探査等に用いること。
四百五十二	1 単回使用開 ^{けん} 瞼器	ＴＯ九九三――	医療用の単回使用開 ^{けん} 瞼器として用いること。
四百五十三	1 単回使用舌コケ ^{はく} 剥離器	ＴＯ九九三――	舌の上部から ^{はく} 剥離物を採取するために用いること。
四百五十四	1 単回使用眼科用鋭ひ	ＴＯ九九三――	眼組織の切除等に用いること。
四百五十五	1 単回使用水晶体手術用スプーン	ＴＯ九九三――	水晶体の切除等に用いること。
四百五十六	1 単回使用スプーン型鋭ひ及び鈍ひ	ＴＯ九九三――	組織の切除等又は投薬のために用いること。
四百五十七	1 単回使用眼科用 ^{こう} 鉤	ＴＯ九九三――	眼科手術時の固定等に用いること。
四百五十八	1 単回使用眼球固定 ^{こう} 鉤	ＴＯ九九三――	眼球の固定等に用いること。
四百五十九	1 単回使用強膜プラグ	ＴＯ九九三――	硝子体手術において創口部等の栓として用いること。
四百六十	1 単回使用開創器	ＴＯ九九三――	創部等を拡げて保持するために用いること（組織等の分離を行うものを除く。）。
四百六十一	1 単回使用臓器固定用圧子	ＴＯ九九三――	臓器を固定又は保持するために用いること。
四百六十二	1 単回使用眼科手術用スパーテル	ＴＯ九九三――	眼の表面への物質の塗布、眼組織の処置又は眼の表面若しくは周辺構造からの物質の除去等に用いること。
四百六十三	1 電動式整形外科用リーマ	ＴＯ六〇――	組織の切削等に用いること。
四百六十四	1 単回使用骨接合用器械	ＴＯ九九三――	骨接合手術における切削、切除、切断、 ^{せん} 穿孔等に用いること。
四百六十五	1 電動式整形外科用セメントディスペンサ	ＴＯ六〇――	手術部位に整形外科用セメントを注入するために用いること。
四百六十六	1 電池電源式手術用ドリル	ＴＯ六〇――	組織、骨等の切削、 ^{せん} 穿孔等に用いること。
四百六十七	1 電動式手術用ドリル	ＴＯ六〇――	組織、骨等の切削、 ^{せん} 穿孔等に用いること。
四百六十八	1 電動式骨手術器械	ＴＯ六〇――	骨手術における切削、切除、切断、 ^{せん} 穿孔等に用いること。

四百六十九	1 電池電源式骨手術用器械	T〇六〇――	骨手術における切削、切除、切断、 せん 穿 孔等に用いること。
四百七十	1 単回使用髄管ブラシ	T〇九九三――	整形外科用セメントの注入時に、髄管から血餅又は骨片を除去するために用いること。
四百七十一	1 単回使用整形外科用やすり	T〇九九三――	医療用の単回使用整形外科用やすりとして用いること。
四百七十二	1 単回使用手動式手術用ドリル	T〇九九三――	組織又は骨等の切削、せん 穿 孔等に用いること。
四百七十三	1 単回使用整形外科用バー	T〇九九三――	がく 顎 顔面手術、せきつい 脊椎 手術及び骨手術時に、骨組織の孔あけ、整形等に用いること。
四百七十四	1 単回使用手術用ドリルアタッチメント	T〇九九三――	ドリル等の手術用工具を手術用器械に接続するために用いること。
四百七十五	1 単回使用手術用クラウンドリルビット	T〇九九三――	骨組織の採取、整形用スクリューの除去等のために用いること。
四百七十六	1 単回使用骨手術用器械	T〇九九三――	骨手術における切削、切除、切断、 せん 穿 孔等に用いること。
四百七十七	1 単回使用 せきつい 脊椎 手術用器械	T〇九九三――	せきつい 脊椎 手術における切削、切除、切断、せん 穿 孔等に用いること。
四百七十八	1 電池電源式 せきつい 脊椎 手術用器械	T〇六〇――	せきつい 脊椎 手術における切削、切除、切断、せん 穿 孔等に用いること。
四百七十九	1 単回使用関節手術用器械	T〇九九三――	関節手術における切削、切除、切断、せん 穿 孔等に用いること。
四百八十	1 電池電源式関節手術用器械	T〇六〇――	関節手術における切削、切除、切断、せん 穿 孔等に用いること。
四百八十一	1 単回使用 じん けん 靱 帯・ 腱 手術用器械	T〇九九三――	じん けん 靱 帯又は 腱 手術における切削、切除、切断、せん 穿 孔等に用いること。
四百八十二	1 据置型診断用X線発生装置 2 移動型診断用X線発生装置 3 ポータブル診断用X線発生装置	T〇六〇―― 三 Z四七五――二― 五四	X線管装置に対してX線出力に必要な電気を供給し、かつ、それを制御すること(治療に使用することを除く。)
四百八十三	1 電動式歯科用根管リーマ	T〇九九三――	根管の拡大又は清掃のため、能動型機器に接続し、これを回転させることによる側面切削に用いること。
四百八十四	1 電動式歯科用ファイル	T〇九九三――	根管の拡大又は根管壁を平滑にするため、能動型機器に接続し、これに上下方向の往復運動又は引上げ動作をさせることによる切削又は研磨に用いること。
四百八十五	1 歯科用電動式ハンドピース	T五九―二	電気駆動により、歯、義歯、人工歯冠等を切削又は研磨するために歯科

			用バー、リーマ等に回転、振動等の動作を伝達すること。
四百八十六	1 歯科用空気駆動式ハンドピース	T五九一	空気駆動により、歯、義歯、人工歯冠等を切削又は研磨するために歯科用バー、リーマ等に回転、振動等の動作を伝達すること。
四百八十七	1 核医学装置ワークステーション 2 MR装置ワークステーション 3 X線画像診断装置ワークステーション 4 超音波装置ワークステーション はん 5 汎用画像診断装置ワークステーション	C六二三六八一一	画像診断装置等から提供された人体の画像情報をコンピュータ処理し、処理後の画像情報を診療のために提供すること(自動診断機能を有するものを除く。)
四百八十八	1 X線CT組合せ型SPECT装置	T〇六〇一一一 Z四七五一一二一 四四	患者に投与した放射性医薬品の体内における分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報、当該患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理した再構成画像及びこれらの画像を重ね合わせた画像を作成し、診療のために提供すること。
四百八十九	1 電子聴診器	T〇六〇一一一	聴診器を部位に接触させて、心音等を検出し、電氣的に増幅させた音を診療のために提供すること。
四百九十	1 トノグラフ	T〇六〇一一一	眼球内の圧力の変化を記録するために用いること。
四百九十一	1 心音トランスデューサ	T〇六〇一一一	心音の検出に用いること。
四百九十二	1 心電図電話伝送装置	T〇六〇一一一	心電図等の情報を電話回線等を用いて送信するために用いること。
四百九十三	1 胎児聴覚誘発反応刺激装置	T〇六〇一一一	音刺激を用いて胎児の状態を観察するために用いること。
四百九十四	1 頭皮内脳波用電極	T〇九九三一一	頭皮に挿入し、脳波の検知に用いること。
四百九十五	1 皮下刺激用プローブ	T〇九九三一一	刺激装置で発生させた電流を用いて生体組織を刺激すること。
四百九十六	1 生体信号調整装置	T〇六〇一一一	生体信号を記録、処理又は表示するために用いること。
四百九十七	1 こう 鼻 腔 抵抗計測装置	T〇六〇一一一	こう 鼻 腔 内の気流及び気圧の測定に用いること。
四百九十八	1 平衡機能検査システム	T〇六〇一一一	平衡機能の検査を行うため、重心の位置、移動等の測定に用いること。
四百九十九	1 こう 喉 頭ストロボスコープ装置 こう 2 喉 頭ストロボスコープ	T〇六〇一一一	声帯の運動等の状態を観察するために用いること。
五百	1 かん 内視鏡用 灌 流・吸引向けプローブ	T〇六〇一一一	こう こう かん 体 腔 又は管 腔 を 灌 流後吸引し、内視鏡による観察を容易にすること。

五百一	1 人工開口向け単回使用内視鏡用カニューレ	Ｔ〇九九三――	内視鏡使用下で薬液等の注入、吸引等に用いること。
五百二	1 人工開口向け単回使用内視鏡用拡張器 2 胸部用トロカール 3 腹部用トロカール 4 羊膜用トロカール 5 胆嚢用トロカール 6 消化器・泌尿器科用トロカール 7 胃瘻造設用トロカール 8 単回使用トロカールスリーブ 9 侵襲式単回使用トロカールスリーブ固定具 10 単回使用トロカールガイドロッド 11 単回使用トロカールスリーブ拡張器 12 トロカール装着用カフ	Ｔ〇九九三――	トンネルを作製、拡張又は拡大するために用いること。
五百三	1 人工開口向け単回使用内視鏡用非能動処置具	Ｔ〇九九三――	内視鏡使用下で組織等の把持、剥離、回収、切除若しくは結紮、薬液等の注入若しくは吸引又は管腔の拡張若しくは探索等に用いること。
五百四	1 人工開口向け単回使用内視鏡用感染防止シース	Ｔ〇九九三――	内視鏡に装着し、粘膜、血液、体液等が直接接触することを防止するために用いること。
五百五	1 人工開口向け内視鏡用くもり止め	Ｔ〇九九三――	内視鏡のレンズの結露を防止するために用いること。
五百六	1 単回使用 せんさ 尖叉 試験用針 2 せんさ 尖叉 試験・ワクチン用針	Ｔ〇九九三――	結核の せんさ 尖叉 試験又は天然痘ワクチン接種に用いること。
五百七	1 単回使用眼科用カニューレ	Ｔ〇九九三――	眼科手術時に かん 灌流液等の注入又は眼内物質等の吸引に用いること。
五百八	1 単回使用羊水 せん 穿刺針 2 単回使用羊水 せん 穿刺キット	Ｔ〇九九三――	羊水又は さい 臍帯血を採取するために用いること。
五百九	1 エアロゾル注入チューブ	Ｔ〇九九三――	酸素マスク、気管内チューブ、加湿器又はネブライザを接続し、エアロゾルを吸入させるために用いること。
五百十	1 再使用可能なマウスピースコネクタ 2 単回使用マウスピースコネクタ	Ｔ〇九九三――	口に挿入し、診断又は治療に用いること。
五百十一	1 心膜排液用カテーテル	Ｔ〇九九三――	こう こう 心膜腔 又は胸 腔 等に留置し、排液又は排気に用いること。
五百十二	1 歯科用吸引管	Ｔ〇九九三――	歯科治療中に口 腔 から発生する水、血液、唾液又は破片を吸引除去するために用いること。

五百十三	1 開放型採血用チューブ	Ｔ〇九九三――	血液検体の採取、輸送又は保管に用いること。
五百十四	1 非吸収性消化器用 吻合 ^{ふん} 連結器	Ｔ〇九九三――	消化器を 吻合 ^{ふん} するために用いること。
五百十五	1 手術用ステープラ	Ｔ〇九九三――	手術においてステープルの打ち込み又はステープルの打ち込み及び組織の切離に用いること（高度管理医療機器であるステープルを内蔵するものを除く。）。
五百十六	1 体内用止血クリップ	Ｔ〇九九三――	止血に用いること。
五百十七	1 外科手術用血管クランプ 2 外科手術用大動脈クランプ 3 外科手術用 汎 ^{はん} 用動脈クランプ 4 外科手術用腸管クランプ 5 外科手術用直腸クランプ 6 外科手術用 頸 ^{けい} 動脈クランプ 7 再使用可能な頭皮クリップ 8 手術用クリップ	Ｔ〇九九三――	血管、腸管等の組織を把持、圧迫又は支持するために用いること。
五百十八	1 取外し可能な皮膚ステープル	Ｔ〇九九三――	皮膚の縫合又は皮膚移植時の固定に用いること。
五百十九	1 臍 ^{さい} 帯閉鎖術用クリップ 2 単回使用手術用 臍 ^{さい} 帯クランプ	Ｔ〇九九三――	新生児の 臍 ^{さい} 帯血管を結 紮 ^{さつ} するために用いること。
五百二十	1 結さつ用テープ	Ｔ〇九九三――	血管及び組織を結 紮 ^{さつ} するために用いること。
五百二十一	1 内視鏡用ループ結さつ器	Ｔ〇九九三――	ループワイヤを用いてポリープ等を 結 ^{さつ} 紮 ^{さつ} するために用いること。
五百二十二	1 創傷保護リング	Ｔ〇九九三――	創部周囲の被覆又は保護に用いること。
五百二十三	1 自家植皮拡張器	Ｔ〇九九三――	皮膚移植組織にメッシュ状の切り込みを入れ拡張するために用いること。
五百二十四	1 酸素吸入加温加湿装置用水	Ｔ〇九九三――	吸気ガスを加温及び加湿するために用いること。
五百二十五	1 電動式吸引用ポンプ	Ｔ〇六〇――	カップを皮膚に固定させるための吸引に用いること。
五百二十六	1 手動式分 娩 ^{べん} 用吸引器	Ｔ〇九九三――	胎児の頭部を 牽 ^{けん} 引するために用いること。
五百二十七	1 能動型機器接続歯科用シリンジ	Ｔ〇九九三――	能動型機器に接続し、口 腔 ^{こう} 、歯髓 ^{こう} 腔 及び根管の洗浄又は異物除去等に用いること。
五百二十八	1 単回使用歯科用シリンジ	Ｔ〇九九三――	口 腔 ^{こう} 、歯髓 ^{こう} 腔 及び根管の洗浄又は異物除去等に用いること。

五百二十九	1 いんこう 耳鼻 咽喉 科用治療ユニット	T〇六〇—	いんこう 耳鼻 咽喉 科の診療又は処置に用いること。
五百三十	1 乾熱滅菌器	G—〇—〇—	乾熱を利用して医療に使用する器具機材を滅菌すること。
五百三十一	1 煮沸滅菌器	G—〇—〇—	煮沸した水を利用して医療に使用する器具機材を消毒すること。
五百三十二	1 軟性内視鏡用洗浄消毒器 2 硬性内視鏡用洗浄消毒器	G—〇—〇—	内視鏡及び内視鏡と併用する器具機材を洗浄及び消毒すること。
五百三十三	1 冷液滅菌器	G—〇—〇—	薬液等を利用して医療に使用する器具機材を消毒すること。
五百三十四	1 紫外線浄水装置	G—〇—〇—	紫外線を利用して水を浄化すること。
五百三十五	1 加温型骨消毒器	T〇六〇—	熱を利用して移植に用いるヒト大 腿 ^{たい} 骨頭を消毒すること。
五百三十六	1 血液用冷蔵庫	G—〇—〇—	人全血等血液製剤を保存するために用いること。
五百三十七	1 献血用血液ロッカ	G—〇—〇—	血液を均等に保つために用いること。
五百三十八	1 心臓保存・搬送装置 2 じん 腎 臓保存・搬送装置 3 肝臓保存・搬送装置	T〇九九三—	移植用の臓器を保存又は搬送するために用いること。
五百三十九	1 呼吸回路セット	T〇九九三—	人工呼吸器等に接続し、呼吸管理に用いること。
五百四十	1 麻酔回路セット	T〇九九三—	麻酔器等に接続し、麻酔中の呼吸管理に用いること。
五百四十一	1 呼吸回路用ガス供給用チューブ	T〇九九三—	呼吸回路等に酸素ガス又は麻酔ガス等を供給するために用いること。
五百四十二	1 エアロゾル非再呼吸式マスク 2 空気・酸素非再呼吸式マスク 3 部分再呼吸式マスク 4 ベンチュリマスク 5 そ 救急蘇生マスク 6 スカベンジ麻酔用マスク 7 麻酔用マスク 8 空気・酸素マスク 9 空気・酸素気管切開用マスク 10 エアロゾル気管切開用マスク	T〇九九三—	気道に酸素ガス又は麻酔ガス等を供給するために用いること。
五百四十三	1 単回使用人工鼻用フィルタ	T〇九九三—	呼吸回路等に接続し、気道の乾燥又は異物の侵入を防止するために用いること。
五百四十四	1 往復吸収式麻酔用呼吸回路	T〇九九三—	呼気又は呼気に含まれる麻酔ガスを再利用するために用いること。
五百四十五	1 再使用可能な二酸化炭素吸収器 2 単回使用二酸化炭素吸収器	T〇九九三—	呼気から二酸化炭素ガスを除去するために用いること。
五百四十六	1 酸素供給用経鼻カニューレ 2 経鼻用酸素供給カニューレ	T〇九九三—	経鼻的に酸素ガスを投与するために用いること。

五百四十七	1 持続的気道陽圧法酸素供給用経鼻カニューレ 2 CPAPキット	TO九九三――	持続的気道陽圧法を行うために用いること。
五百四十八	1 酸素投与キット	TO九九三――	酸素ガスの投与に用いること。
五百四十九	1 呼吸同調式レギュレータ 2 呼吸同調式レギュレータセット	TO六〇――	医療用酸素ボンベ等から供給される酸素ガスの流量を調整するために用いること。
五百五十	1 開放式保育器	TO六〇――	集中治療が必要な乳児の管理に用いること。
五百五十一	1 硝子体切除ユニットカッターハンドピース	TO九九三――	眼科手術時に硝子体等の眼組織の切除に用いること。
五百五十二	1 単回使用歯科用根管リーマ	TO九九三――	側面切削による根管の拡大及び清掃に用いること。
五百五十三	1 単回使用歯科用ファイル	TO九九三――	根管の拡大又は根管壁を平滑にするため、上下方向の往復運動又は引上げ動作による切削又は研磨に用いること。
五百五十四	1 歯科用電動式ドリル	TO九九三――	能動型機器に接続し、歯科用保持ピンを歯に固定するための孔を作製するために用いること。
五百五十五	1 歯科用根管口拡大ドリル	TO九九三――	能動型機器に接続し、根管開口部の拡大等に用いること。
五百五十六	1 電動式歯科用螺旋状除去器	TO九九三――	能動型機器に接続し、根管内の充填物の除去に用いること。
五百五十七	1 電動式歯科用歯内ペーストキャリア	TO九九三――	能動型機器に接続し、根管に根管充填材料等を充填すること。
五百五十八	1 歯科用根管長測定器	TO六〇――	根管の長さを測定すること。
五百五十九	1 超音波歯科根管拡大装置	TO六〇――	超音波を利用し、根管を拡大するために用いること。
五百六十	1 歯科用根管拡大装置	TO六〇―― TO九九三――	歯科用ファイル等を振動、回転等させることにより、根管の探索、拡大及び洗浄に用いること。
五百六十一	1 電動式歯面清掃用装置	TO六〇――	水流又は空気流を利用して粉体を吹き付けることにより、歯の清掃又は研磨に用いること。
五百六十二	1 能動型機器接続歯面清掃用器具	TO九九三――	歯の清掃又は研磨のため、能動型機器に接続し、水流又は空気流を利用して粉体を吹き付けること。
五百六十三	1 歯科用根管洗浄器	TO六〇――	振動により、根管内を洗浄するために用いること。
五百六十四	1 歯科根管洗浄吸引乾燥装置	TO九九三――	根管内を乾燥させるため、能動型機器に接続し、根管内の洗浄及び水分等の吸引除去に用いること。
五百六十五	1 心臓断熱パッド	TO九九三――	開胸後の心臓周辺に配置し、心臓等の保護に用いること。
五百六十六	1 電動式歯科用インプラント手術器具	TO九九三――	歯科用インプラントの外科手術における組織又は骨等の切削、切除、穿孔

			孔等に用いること。
五百六十七	1 単回使用医療用拡張器	T〇九九三――	創部、血管、尿道又は組織等の拡張に用いること。
五百六十八	1 隅角鏡	T〇九九三――	眼の前面に装着して眼内の状態を観察し、診断及び治療を支援すること。
五百六十九	1 核医学診断用リング型SPECT装置	T〇六〇――	体内における放射性同位元素の分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること(X線による画像情報を診療のために提供することを除く。)
五百七十	1 RI動態機能検査装置	T〇六〇――	体内の放射性同位元素濃度の時間的変動を測定及び記録すること。
五百七十一	1 核医学装置用手持型検出器	T〇六〇――	患者に投与した放射性医薬品から放出される放射線を検出すること。
五百七十二	1 肺換気機能検査用テクネガス発生装置	T〇六〇――	テクネガスを発生させるために用いること。
五百七十三	1 フィルム読取式デジタルラジオグラフ	T〇六〇――	X線フィルムに記録された画像を読み取り、画像情報を診療のために提供すること。
五百七十四	1 電子管出力読取式デジタルラジオグラフ	T〇六〇――	X線パターンをX線蛍光増倍管で撮像し、コンピュータ処理した画像情報を診療のために提供すること。
五百七十五	1 放射線薬剤投与装置	T〇六〇――	陽電子放出型コンピュータ断層撮影に使用される放射性医薬品又は放射性薬剤の投与に用いること。
五百七十六	1 容積補償式血圧計	T〇六〇――	動脈血圧を非観血的に測定すること。
五百七十七	1 中心・末梢 ^{しょう} 静脈血圧モニター	T〇六〇――	中心静脈圧又は末梢 ^{しょう} 静脈圧を観血的に測定し、記録すること。
五百七十八	1 長時間血圧記録用データレコーダ	T〇六〇――	血圧又は心拍を長時間測定し、記録すること。
五百七十九	1 眼底血圧計	T〇六〇――	眼内の血流量の変化から眼底の血圧を測定すること。
五百八十	1 血圧脈波検査装置	T〇六〇――	非観血血圧、心電図、心音図、脈波図等を測定し、動脈の伸展性又は下肢血管の血流障害の検査に用いること。
五百八十一	1 超音波聴診器	T〇六〇――	超音波を用いて血流音を検出すること。
五百八十二	1 脳磁計	T〇六〇――	脳から発生する磁気又は磁気源を計測すること。
五百八十三	1 熱希釈心拍出量計 2 サーマルコイル付熱希釈心拍出量計	T〇六〇――	熱希釈法により、心拍出量を測定すること。
五百八十四	1 色素希釈心拍出量計	T〇六〇――	色素希釈法により、心拍出量を測定すること。

五百八十五	1 インピーダンス心拍出量計	T〇六〇—	胸郭インピーダンスの変化から心拍出量を測定すること。
五百八十六	1 動脈圧心拍出量計	T〇六〇—	動脈圧波形の変化から心拍出量を測定すること。
五百八十七	1 パルスカウンター心拍出量計	T〇六〇—	パルスカウンタ法により、心拍出量を測定すること。
五百八十八	1 睡眠評価装置	T〇六〇—	睡眠中の生体信号を記録すること。
五百八十九	1 超音波血流計	T〇六〇—	超音波を用いて血流の速度から血流量を測定すること。
五百九十	1 超音波ドブラ血流測定装置	T〇六〇—	超音波を用いて血流の速度を体表面から測定すること。
五百九十一	1 非留置型血流量トランスデューサ	T〇六〇—	血流量の測定に用いること。
五百九十二	1 尿動態測定システム	T〇六〇—	排尿機能の検査に用いること。
五百九十三	1 全身プレティスモグラフ	T〇六〇—	呼気若しくは吸気の流量又は体積若しくは気密チャンバの圧力変化の測定により、呼吸系の機能に関する情報を提供すること。
五百九十四	1 心臓運動負荷モニタリングシステム	T〇六〇—	運動中の心電図の測定及び記録に用いること。
五百九十五	1 心電・血圧ホルタ記録器	T〇六〇—	長時間の心電図及び血圧の測定及び記録に用いること。
五百九十六	1 磁気刺激装置	T〇六〇—	磁気を用いて中枢神経又は末梢 ^{しょう} 神経を刺激し、生体の誘発反応の検査に用いること。
五百九十七	1 電気刺激装置用針電極	T〇六〇—	電気刺激装置等から供給された電流を組織に伝達すること（脳に使用するものを除く。）。
五百九十八	1 セントラルモニタ	C六二三六八—	患者環境外において生体情報を収集し監視すること。
		T〇六〇—	患者環境内外において生体情報を収集し監視すること。

五百九十九	1 非観血血圧モニタ 2 多項目モニタ 3 呼吸モニタ 4 心電図モニタ 5 脳波モニタ 6 心電モジュール 7 呼吸モジュール 8 観血血圧モジュール 9 非観血血圧モジュール 10 多機能モジュール 11 心拍出量モジュール 12 体温モジュール 13 可搬型多項目モニタ 14 心臓内オキシメータモジュール 15 長時間心電記録モジュール 16 脳波モジュール 17 心臓内オキシメータ	T〇六〇――	生体情報を収集し監視すること。
六百	1 観血血圧モニタ	T〇六〇――	血圧を観血的に測定及び表示すること。
六百一	1 テレメトリー式心電計 2 テレメトリー式脳波計 3 テレメトリー式心電送信機 4 テレメトリー式パルスオキシメータ送信機 5 テレメトリー式生体信号測定装置 6 テレメトリー式データ送信機	T〇六〇――	生体情報を収集し無線等を用いて送信若しくは受信又は記録すること。
六百二	1 テレメトリー式心電受信機 2 テレメトリー式パルスオキシメータ受信機	C六二三六八――	患者環境外において心電送信機又はパルスオキシメータ送信機からの無線信号を受信すること。
		T〇六〇――	患者環境内外において心電送信機又はパルスオキシメータ送信機からの無線信号を受信すること。
六百三	1 ^{だん} 黄痘計	T〇六〇――	新生児のビリルビン濃度を経皮的に測定すること。
六百四	1 呼吸抵抗計	T〇六〇――	呼吸抵抗を測定すること。
六百五	1 電子式診断用スパイロメータ	T〇六〇――	肺の空気量及び気流の速度を測定すること。
六百六	1 呼吸機能測定装置	T〇六〇――	呼気又は吸気の流量又は体積及びガス濃度、圧力若しくは温度の測定により、呼吸系の機能及び効率に関する情報を提供すること。
六百七	1 単回使用核医学診断用キセノンガス吸入用セット	T〇九九三――	放射性キセノンガスを用いた肺機能検査に用いること。
六百八	1 肺機能検査用フィルタ	T〇九九三――	肺機能検査における唾液、 ^{かくたん} 喀痰等の除去に用いること。
六百九	1 自動視野・眼撮影装置	T〇六〇――	視野の測定及び眼球等の観察、撮影又は記録に用いること。
六百十	1 レフラクト・ケラト・トノメータ	T七三一二	眼球屈折度、角膜曲率半径、角膜厚及び眼圧を測定すること。

六百十一	1 房水・フレアセルアナライザ	T〇六〇――	眼球内の前房水中のたん 蛋 白濃度又は細胞数を測定すること。
六百十二	1 光学式眼内寸法測定装置	T〇六〇――	角膜曲率半径、角膜厚、前房深度、 眼軸長等を光学的に測定すること。
六百十三	1 神経疾患診断用定量的感覚検査 器	T〇六〇――	振動覚の検査に用いること。
六百十四	1 前庭機能熱刺激装置	T〇六〇――	前庭機能の検査に用いること。
六百十五	1 温度覚用定量的感覚検査機器	T〇六〇――	皮膚の温度覚の検査に用いること。
六百十六	1 電気味覚計	T〇六〇――	電流を用いて舌を刺激し、味覚の検 査に用いること。
六百十七	1 十字 じん 靱 帯機能検査機器	T〇六〇――	十字 じん 靱 帯機能の検査に用いること。
六百十八	1 体成分分析装置	T〇六〇――	体の水分量、除脂肪量等を測定する こと。
六百十九	1 内視鏡用 かん 灌 流・吸引装置	T〇六〇――	内視鏡使用下で体 腔 又は管 腔 の観 察時に、液体の かん 灌 流又は吸引に用い ること。
六百二十	1 内視鏡挿入形状検出装置	T〇六〇――	内視鏡から発生する磁気を体外から 検出することにより、内視鏡の挿入 状態を表示すること。
六百二十一	1 内視鏡用能動切除器具	T〇六〇――	内視鏡使用下で体 腔 内に挿入し、組 織の切除に用いること。
六百二十二	1 こう 腹 腔 鏡用病変部吊り上げ具	T〇九九三――	局所切除するため、胃壁の吊り上げ に用いること。
六百二十三	1 こう 歯科診断用口 腔 内カメラ	T〇六〇――	こう 口 腔 内を撮影し、画像情報を診療の ために提供すること。
六百二十四	1 単回使用フィルタ付針	T〇九九三――	注射用医薬品の異物等を除去するこ と。
六百二十五	1 プレフィル式シリンジ用両刃針	T〇九九三――	プレフィル式シリンジ等に装着し、 薬液の投与又は混合に用いること。
六百二十六	1 単回使用骨内注入用針	T〇九九三――	骨内への薬液等の注入又は骨組織の 採取に用いること。
六百二十七	1 眼科用針	T〇九九三――	眼内への薬液の注入又は眼内物質等 の吸引に用いること。
六百二十八	1 能動型機器接続麻酔用注射筒	T〇九九三――	能動型機器に接続し、麻酔薬等の注 入に用いること。
六百二十九	1 一時的使用麻酔用 せん 穿 刺針	T〇九九三――	麻酔薬等の注入に用いること(中枢神 経系に注入するものを除く。)
六百三十	1 せん ポート付 穿 刺針	T〇九九三――	ガイドワイヤを体内に挿入するため に用いること。
六百三十一	1 プラスチックカニューレ型腹部 せん 用 穿 刺針	T〇九九三――	こう 体 腔 又は臓器に せん 穿 刺し、薬液の注 入又は血液若しくは体液の採取に用 いること。

六百三十二	1 薬液注入用針	TO九九三――	皮下、体 腔 若しくは臓器に 穿 刺し、又は輸液回路に接続し、薬液の注入又は液体の採取若しくは排出に用いること。
六百三十三	1 マーカ挿入用セット	TO九九三――	腫瘍部等への金属マーカの挿入又は色素の注入に用いること。
六百三十四	1 レーザ照射療法用キット	TO九九三――	レーザ照射療法におけるレーザガイド用プローブ等の誘導に用いること。
六百三十五	1 ブラキセラピー 穿 刺セット	TO九九三――	腫瘍部等への放射線源の挿入に用いること。
六百三十六	1 単回使用骨髓採取・移送セット	TO九九三――	骨髓移植のための骨髓液の濾過又は採取に用いること。
六百三十七	1 単回使用胸膜腹膜用針	TO九九三――	腹 腔 内へガスを注入又は腹 腔 内からガスを排出すること。
六百三十八	1 食道静脈 瘤 硬化療法用止血バルーン	TO九九三――	食道静脈 瘤 硬化療法における 穿 刺部位の止血又は後出血防止に用いること。
六百三十九	1 スーチャーアンカ	TO九九三――	胃 瘻 造設時に胃壁と腹壁を固定すること。
六百四十	1 バリウム注腸向け直腸用カテーテル 2 単回使用手動式バリウム注腸用造影剤注入・排 泄 キット	TO九九三――	造影検査における造影剤又は空気の注入等に用いること。
六百四十一	1 内視鏡下拡張用カテーテル	TO九九三――	内視鏡使用下で狭 窄 部の拡張に用いること。
六百四十二	1 薬物気管支注入用カテーテル	TO九九三――	咽頭、気管又は気管支への薬液等の注入に用いること。
六百四十三	1 短期的使用換気用気管チューブ 2 短期的使用換気用レーザ耐性気管チューブ 3 換気用補強型気管チューブ	TO九九三――	口 腔 又は鼻 腔 から下咽頭、気道又は気管内に挿入し、気道の確保、酸素ガス若しくは麻酔ガス等の供給又は換気に用いること。
六百四十四	1 短期的使用ジェット換気術用気管チューブ	TO九九三――	口 腔 又は鼻 腔 から気管内に挿入し、ジェット換気術に用いること。
六百四十五	1 短期的使用鼻咽頭気管内チューブ	TO九九三――	鼻 腔 から咽頭に挿入し、気道の確保に用いること。
六百四十六	1 短期的使用口 腔 咽頭気管内チューブ 2 短期的使用口 腔 咽頭チューブ	TO九九三――	口 腔 から下咽頭に挿入し、気道の確保に用いること。
六百四十七	1 短期的使用食道・気管用二 腔 チューブ	TO九九三――	口 腔 から気道又は食道に挿入し、気道の確保に用いること。

六百四十八	1 唾液吸引チューブ	TO九九三―	こ う 口 腔 内の唾液等の吸引に用いるこ と。
六百四十九	1 換気用補強型気管切開チューブ 2 喉頭切除術用チューブ 3 喉頭切開術後用チューブ	TO九九三―	気管切開口から気管に挿入し、気道 の確保に用いること。
六百五十	1 換気用気管支チューブ	TO九九三―	麻酔ガス等の供給又は肺機能検査に 用いること。
六百五十一	1 こ う 鼻 腔 カテーテル	TO九九三―	液の注入若しくは排出又はカテーテ ル若しくは器具の挿入に用いるこ と。
六百五十二	1 こ う 鼻 腔 用洗浄カテーテル	TO九九三―	こ う 鼻 腔 に挿入し、止血及び洗浄又は排 液に用いること。
六百五十三	1 食道閉鎖式エアウェイ	TO九九三―	こ う 口 腔 から食道に挿入し、気道の確保 に用いること。
六百五十四	1 換気用気管支閉塞カテーテル	TO九九三―	気道確保用チューブに挿入し、分離 肺換気に用いること。
六百五十五	1 短期的使用 ろ う 瘻 排液向け泌尿器 用カテーテル	TO九九三―	ろ う ぼうこうろ う 腎 瘻 、 膀胱瘻 等に挿入し、排尿 に用いること。
六百五十六	1 止血弁	TO九九三―	カテーテル、カテーテルイントロデ ューサ等に装着し、出血の防止に用 いること。
六百五十七	1 か ん 腹膜 灌 流用カテーテルガイド ワイヤ	TO九九三―	か ん 腹膜 灌 流用カテーテルの位置調整及 び移動の補助に用いること。
六百五十八	1 伏在静脈拡張システム	TO九九三―	移植に用いる血管に生理食塩液等を 注入し、血管の損傷等の確認に用い ること。
六百五十九	1 脳脊髄液リザーバ	TO九九三―	脳脊髄液用カテーテル、脳室向け脳 神経外科用カテーテル等と接続し、 脳脊髄液の採取又は排出に用いるこ と。
六百六十	1 耳管用カテーテル	TO九九三―	中耳からの排液に用いること。
六百六十一	1 か ん 灌 流用カテーテル	TO九九三―	か ん 灌 流液の注入又は排液に用いるこ と。
六百六十二	1 か ん 腹膜 灌 流用カテーテル孔ボタ ン	TO九九三―	カテーテルを挿入するための孔の保 持に用いること。
六百六十三	1 外シャント用コネクタ	TO九九三―	外シャントの接続に用いること。
六百六十四	1 静脈用カテーテルアダプタ	TO九九三―	輸液又は輸血に用いる器具をカテー テルに接続するために用いること。
六百六十五	1 脳外科用イントロデューサ	TO九九三―	カテーテル又は内視鏡等を脳内に挿 入するために用いること。
六百六十六	1 汎用血液流路用ストップコック	TO九九三―	血液回路又は輸液回路に接続し、流 路方向の制御を行うこと。
六百六十七	1 関節鏡排液用カテーテル	TO九九三―	関節鏡手術において、か ん 灌 流液の注入 又は排液に用いること。

六百六十八	1 再使用可能な気管切開チューブ	T〇九九三――	気管切開口から気管に挿入し、気道の確保に用いること。
六百六十九	1 採血バッグ付整形外科用排液セット	T〇九九三――	創部から血液を回収し、又は手術部位から血液、体液、空気等を体外へ排出すること。
六百七十	1 保護用オーバーチューブ	T〇九九三――	センサ、ガイドワイヤ、チューブ等の保護に用いること。
六百七十一	1 卵巣内容液排出用セット	T〇九九三――	のう 卵巣 嚢 胞の液の吸引若しくは排出又は洗浄等に用いること。
六百七十二	1 涙液・涙道シリコンチューブ	T〇九九三――	涙小管等への挿入留置又は涙道の拡張に用いること。
六百七十三	1 尿路内圧測定用カテーテル	T〇九九三――	尿道口から尿道に挿入し、尿管、 ぼうこう 膀胱 又は尿道の内圧の測定に用いること。
六百七十四	1 密封小線源留置用カテーテル	T〇九九三――	こう 体 腔 内への密封小線源の留置に用いること。
六百七十五	1 卵管形成術用カテーテル	T〇九九三――	こう 卵管鏡使用下で、卵管内 腔 の観察及び拡張に用いること。
六百七十六	1 フローズバッグ	T〇九九三――	血液及び血液成分を採取、分離、凍結、保存、処理、輸送又は投与するために用いること。
六百七十七	1 採血セット 2 シングルパック採血セット 3 ダブルパック採血セット 4 トリプルパック採血セット	T〇九九三――	血液及び血液成分を採取、分離、保存、処理、輸送又は投与するために用いること。
六百七十八	1 血液バック用陰圧型採血器	T〇六〇――	血液バックを用いた陰圧による採血に用いること。
六百七十九	1 血液比重検査キット	T〇九九三――	血液の比重、血液型又は血球係数の検査に用いること。
六百八十	1 血液・医薬品用加温器	T〇六〇――	人全血等血液製剤又は医薬品の加温に用いること。
六百八十一	1 血液・薬液用ハイフロー加温器	T〇六〇――	人全血等血液製剤又は医薬品を急速に大量投与する時に、それらの加温に用いること。
六百八十二	1 血液・薬液用加温コイル	T〇九九三――	人全血等血液製剤又は医薬品の加温に用いること。
六百八十三	1 静脈圧測定機能付輸液セット	T〇九九三――	医薬品の投与及び水マノメータ法による中心静脈圧の測定に用いること。
六百八十四	1 造影剤用輸液セット	T〇九九三――	重力、輸液ポンプ等を用いて造影剤の注入に用いること。
六百八十五	1 針付プレフィル用シリンジ	T〇九九三――	注射用医薬品の注入に用いること。
六百八十六	1 単回使用指示薬注入器	T〇九九三――	熱希釈法による心拍出量測定時の薬剤等の注入に用いること。
六百八十七	1 歯科麻酔用電動注射筒	T〇六〇――	歯科の麻酔薬の投与に用いること。

六百八十八	1 非固着性創傷被覆・保護材	T〇九九三――	創部の保護及び固着防止に用いること。
六百八十九	1 局所管理ハイドロゲル創傷被覆・保護材 2 局所管理生理食塩液含有創傷被覆・保護材 3 局所管理親水性ゲル化創傷被覆・保護材 4 局所管理フォーム状創傷被覆・保護材	T〇九九三――	創部の保護及び治癒の促進に用いること(真皮を越える創傷に用いるものを除く。)
六百九十	1 こう 腹 腔 鏡用ガス気腹装置	T〇六〇――	こう 腹 腔 内にガスを注入し、こう 腹 腔 の拡張に用いること。
六百九十一	1 眼内空気置換装置	T〇六〇――	眼科手術時に眼内物質を排出するため、眼内への空気の注入に用いること。
六百九十二	1 汎用手術用 かん 灌 流・吸引装置	T〇六〇――	創部周辺を洗浄するため、かん 灌 流液等の注入又は吸引に用いること。
六百九十三	1 眼科用 かん 灌 流・吸引ユニット	T〇六〇――	眼科手術時に かん 灌 流液等の注入又は眼内物質等の吸引に用いること。
六百九十四	1 電動式吸引器 2 脂肪吸引器 3 電動式可搬型吸引器	T〇六〇――	外科手術時、救急時等に血液、体液、脂肪等の吸引に用いること。
六百九十五	1 歯科用骨粉収集器	T〇九九三――	こう 口 腔 外科手術時に骨片の吸引又は収集に用いること。
六百九十六	1 電動式胸 腔 吸引器 2 電動式低圧吸引器	T〇六〇――	血液、体液、空気等の吸引に用いること。
六百九十七	1 ぶん 分 娩 用吸引器	T〇六〇――	胎児の頭部を けん 牽 引するために用いること。
六百九十八	1 吸引用子宮カテーテル	T〇九九三――	けい 子宮 頸 管から子宮内に挿入し、異物等の吸引に用いること。
六百九十九	1 単回使用照明付光ファイバ吸引チップ	T〇九九三――	外科手術時において照明を当てながら、かん 灌 流又は異物等の吸引に用いること。
七百	1 気道粘液除去装置	T〇六〇――	気管支から分泌物を除去するために用いること。
七〇一	1 歯科用洗浄プローブ 2 歯周ポケット洗浄プローブ	T〇九九三――	歯の洗浄、歯周ポケット内のこう 歯 垢 の除去若しくは洗浄又は歯周ポケットの深さの測定に用いること。
七〇二	1 手術用噴霧器	T〇九九三――	手術部位の血液の除去に用いること。
七〇三	1 整形外科用洗浄器	T〇九九三――	整形外科手術時に手術部位の骨組織又は残留した整形外科用セメントの除去に用いること。
七〇四	1 短期的使用洗浄キット	T〇九九三――	腸内の洗浄又は排泄に用いること。

七百五	1 空気流動ベッド	T〇六〇—	体圧を分散させ、熱傷の治療又は じよくそう 褥瘡 の予防に用いること。
七百六	1 コンタクトレンズ消毒器	C九三三五—	再使用可能なコンタクトレンズの消毒に用いること。
七百七	1 ホルムアルデヒドガス滅菌器	C—〇—〇—	ホルムアルデヒドガスを利用して医療に使用する器具機材を滅菌すること。
七百八	1 殺菌水製造装置	T〇六〇—	手術前の手洗いに用いる水の生成に用いること。
七百九	1 プラズマガス滅菌器	C—〇—〇—	プラズマガスを利用して医療に使用する器具機材を滅菌すること。
七百分	1 過酸化水素ガス滅菌器	C—〇—〇—	過酸化水素ガスを利用して医療に使用する器具機材を滅菌すること。
七百十一	1 強酸性電解水生成装置	T〇六〇—	手指消毒に用いる強酸性電解水の生成に用いること。
七百十二	1 腸管用バッグ	T〇九九三—	腸の水分損失の防止に用いること。
七百十三	1 ステアラブルスタイレット	T〇九九三—	体内に挿入する植込み型心臓ペースメーカー等のリードの位置調整及び移動の補助に用いること。
七百十四	1 植込み用注射筒	T〇九九三—	血管内塞栓促進用補綴 ^{てつ} 材等の体内への植込みに用いること。
七百十五	1 透析器接続具	T〇九九三—	透析装置の透析液回路と透析器の接続に用いること。
七百十六	1 体外循環用ヘマトクリットモニタ測定セル	T〇九九三—	体外循環回路に接続し、ヘマトクリット値の測定に用いること。
七百十七	1 心筋保護液用フィルタ	T〇九九三—	心筋保護液又は血液心筋保護液の異物又は気泡の除去に用いること。
七百十八	1 左心室ライン吸引コントロール用バルブ	T〇九九三—	心臓外科手術時に吸引回路内の圧力の制御又は液体若しくは空気の逆流防止に用いること。
七百十九	1 血液回路用チューブ接続用コネクタ	T〇九九三—	チューブ等の接続に用いること。
七百二十	1 しょう血漿分離用血液回路 2 持続緩徐式血液濾過用血液回路 3 腹水濾過濃縮用血液回路 4 血球細胞除去用血液回路 5 吸着型血液浄化用血液回路 6 エンドトキシン除去向け吸着型血液浄化用血液回路 7 多用途血液処理用血液回路	T〇九九三—	しょう膜型血漿分離器等と接続し、血液又は体液の浄化に用いること。
七百二十一	1 人工心肺用プライミング溶液フィルタ	T〇九九三—	人工心肺回路内の充填液からの微小異物の除去に用いること。
七百二十二	1 ガスラインフィルタ	T〇九九三—	ガスラインに接続し、ガスの微小異物、細菌等の除去に用いること。
七百二十三	1 鼓膜麻酔器 2 イオン浸透式鼓膜麻酔器	T〇六〇—	鼓膜の麻酔時に弱電流を流し、麻酔薬の浸透の促進に用いること。

七百二十四	1 酸素コントローラ	T〇六〇――	酸素濃度の測定及び制御に用いること。
七百二十五	1 液体酸素気化式供給装置	T〇六〇――	液体酸素を気化及び減圧し、酸素ガスの供給に用いること。
七百二十六	1 腹膜 ^{かん} 灌流用紫外線照射器	T〇六〇――	紫外線を利用して腹膜透析に使用するチューブの接続部を消毒すること。
七百二十七	1 自己血回収装置	T〇六〇――	自己輸血のため、血液の回収、成分分離及び洗浄に用いること。
七百二十八	1 単回使用自己血回収キット	T〇九九三――	自己輸血のため、血液の回収、成分分離及び洗浄に用いること。
七百二十九	1 電気パッド加温装置 2 電気パッド加温装置コントロールユニット	T〇六〇――	体温が低下した患者へ熱を供給し患者の体を加温すること。
七百三十	1 エアパッド加温装置 2 エアパッド加温装置コントロールユニット 3 エアパッド特定加温装置コントロールユニット 4 エアパッド加温装置システム 5 エアパッド特定加温装置システム	T〇六〇――	周術期の患者の体温保持又は低体温の予防のため、患者へ熱を供給し患者の体を加温すること。
七百三十一	1 磁気加振式温熱治療器	T〇六〇――	磁気、振動及び温熱により患者の体を加温すること。
七百三十二	1 鼓膜 ^{あん} 按摩器	T〇六〇――	空気を振動させ、鼓膜の振動に用いること。
七百三十三	1 硝子体切除ユニット	T〇六〇――	眼科手術時に硝子体等の眼組織の切除に用いること。
七百三十四	1 自動経皮椎間板切除システム	T〇六〇――	椎間板内の髄核の切除又は吸引に用いること。
七百三十五	1 止血ナイフ	T〇六〇――	外科手術時に切開及び止血に用いること。
七百三十六	1 歯科多目的治療用モータ	T〇六〇――	電気駆動により、歯、義歯、人工歯冠等を切削又は研磨するために歯科用バー、リーマ等に回転、振動等の動作を伝達し、及び根管の長さを測定すること。
七百三十七	1 電気式歯髄診断器	T〇六〇――	歯髄の ^{とう} 疼痛反応の評価に用いること。
七百三十八	1 光学式 ^{しよく} う蝕検出装置	T〇六〇――	光学的に ^{しよく} う蝕を検出すること。
七百三十九	1 電気式 ^{しよく} う蝕検出装置	T〇六〇――	電氣的に ^{しよく} う蝕を検出すること。
七百四十	1 歯牙動揺測定器	T〇六〇――	歯に振動を加え、歯の動揺の程度を測定すること。
七百四十一	1 歯科用両側性筋電気刺激装置	T〇六〇――	電気刺激により、頭部若しくは ^{けい} 頸部の ^{とう} 疼痛緩和又は筋肉の弛緩に用いること。

七百四十二	1 歯科根管材料電気加熱注入器	T〇六〇――	歯科根管材料を加熱及び軟化させ、根管内に注入すること。
七百四十三	1 歯科用多目的超音波治療器	T五七五〇	超音波を利用して歯垢 ^{こう} 若しくは歯石の除去、歯の切削、歯の根管の拡大、洗浄若しくは清掃、異物等の除去、根管充填材料等の充填、歯科修復物の接着性の強化、歯周組織の切開若しくは切除、根管の長さの測定又は歯面の清掃に用いること（インプラント手術における骨の切削又は軟組織の剥離を行うものを除く。）。
七百四十四	1 歯科技工用色調改善向け金属表面処理材料	T〇九九三―― T六〇〇――	歯科用金属表面の色調の改善に用いること。
七百四十五	1 電動式角膜バー	T〇九九三――	眼球又は角膜の異物除去に用いること。
七百四十六	1 手動式整形外科用注入器	T〇九九三――	手術部位への整形外科用セメント、人工骨等の注入に用いること（脊椎に使用するものを除く。）。
七百四十七	1 電動式整形外科用セメント除去器具	T〇六〇――	超音波を利用して整形外科用骨セメントの除去に用いること。
七百四十八	1 眼科手術用レーザーレンズ	T〇九九三――	眼球又は眼窩 ^か の組織の凝固又は切断に用いること。
七百四十九	1 角膜知覚計	T〇九九三――	角膜の知覚感度の測定に用いること。
七百五十	1 避妊用ペッサリー	T〇九九三――	ちつ ^{ちつ} 腔に挿入し、受精の防止に用いること。
七百五十一	1 家庭用高周波治療器	C九三三五――	肩又は腰の凝りの改善に用いること。一般家庭で使用する。
七百五十二	1 電気睡眠導入器	C九三三五――	精神的な緊張に伴う不眠症の緩解に用いること。一般家庭で使用する。
七百五十三	1 耳鳴マスカ	T〇六〇――二―― 六六	耳鳴りによる不快感の軽減に用いること。
七百五十四	1 家庭用創傷パッド	T〇九九三――	軽度の創部の保護、湿潤環境の維持又は治癒の促進に用いること（真皮を越える創傷に用いるものを除く。）。
七百五十五	1 ちつ ^{ちつ} 腔 ^腔 洗浄器	T〇九九三――	ちつ ^{ちつ} 腔 ^腔 の洗浄に用いること。
七百五十六	1 単一エネルギー骨X線吸収測定装置 2 単一エネルギー骨X線吸収測定一体型装置 3 二重エネルギー骨X線吸収測定装置 4 二重エネルギー骨X線吸収測定一体型装置	T〇六〇――	患者に対してX線を照射し、その透過度をコンピュータ処理して得られた骨密度を診療のために提供すること。
七百五十七	1 歯科用デジタル式X線撮影センサ	T〇六〇――	人体を透過したX線を検出し、電気信号へ変換した後に出力して、診療のために画像情報を提供すること。

	2 パノラマ用デジタル式X線センサ		
七百五十八	1 単回使用静脈ライン用マンメータセット	T三三二四	一端を中心静脈カテーテル、もう一端を輸液セットに接続し、水マンメータ法によって中心静脈圧を測定するために使用すること。
七百五十九	1 単回使用圧トランスデューサ 2 再使用可能な圧トランスデューサ 3 再使用可能な圧トランスデューサ用ドーム 4 単回使用圧トランスデューサ用ドーム	T三三二三	血管等に留置したカテーテル等を通 ^{せん} じ、又は直接穿刺することにより圧を測定するための器具であって、観血的血圧測定や脳脊髄液圧測定等に用いること。
七百六十	1 導入針	T三三二一	特定した処置針の配置及びその操作を補助するために使用すること（骨組 ^{せん} 織を穿刺するものを除く。）。
七百六十一	1 一時的使用カテーテルガイドワイヤ	T三二六七	カテーテル等の挿入及び留置のために使用するものであること。ただし、中心循環系に接触しない又は中心循環系を経由しないものに限る。
七百六十二	1 輸液ポンプ用ストップコック 2 輸血・カテーテル用ストップコック	T三三二〇	輸液、輸血、採血、採液及び百五十キロパスカル以下の圧力で使用する造影剤投与などを行うための流路に接続し、液体の流向を制御するために使用すること。
七百六十三	1 輸血・カテーテル用延長チューブ 2 輸液ポンプ用延長チューブ 3 輸血セット用延長チューブ	T三二六五	輸液、輸血、採血、採液、造影剤投与（ただし、百五十キロパスカルを超える圧力を使用するものを除く。）及びポンプ用輸液・輸血のラインを延長するために用いる単回使用の延長チューブであること。
七百六十四	1 麻酔用フィルタ	T三三二二	硬膜外麻酔用カテーテルと接続し麻酔薬及び鎮痛薬中の微小異物、細菌及び真菌の除去を目的として使用すること。
七百六十五	1 低圧吸引器 2 加圧ガス式可搬型吸引器	T七一一一	液体又は粒状物質の吸引等に用いること。
七百六十六	削除	削除	削除
七百六十七	1 酸素治療フローメータ	T七一一一	純粋な酸素の投与に用いること。
七百六十八	1 呼吸回路ガスセンサ	T七二〇一一二—	患者の吸気又は呼気量等をモニターするための情報を検出して親機に伝えること。
七百六十九	1 バリウム注腸用造影剤注入・排泄キット	T〇六〇一一一	下部消化管検査において造影剤又は空気を注入又は排出するために用いること。
七百七十	1 単回使用手動式ランセット	T〇九九三一一	血液採取又は ^{のう} 囊若しくは〔せつ〕からの排 ^{のう} 膿 ^{せん} を行う際、穿刺するために用いること。

七百七十一	1 酸素供給二酸化炭素収集経鼻カテーテル	TO九九三――	両外鼻孔経由で酸素を供給するとともに呼気から二酸化炭素を収集するために用いること。二酸化炭素の収集のみに用いる場合もある。
七百七十二	1 医薬品・ワクチン用注入器	TO六〇――	専用医薬品カートリッジ及び医薬品・ワクチン注入用針を取り付けて使用し、皮下又は筋肉内へ医薬品を注入すること。
七百七十三	1 上気道用気管切開キット	一又は複数の日本産業規格(この項の中欄に掲げる医療機器を構成する医療機器(この表の中欄に掲げる医療機器に限る。)に関して定められた日本産業規格をいう。以下同じ。)	上気道の切開又は気道確保に用いること。
七百七十四	1 輪状甲状膜切開キット	一又は複数の日本産業規格	輪状甲状膜の切開又は気道確保に用いること。
七百七十五	1 血管造影キット	一又は複数の日本産業規格	血管造影に用いること。
七百七十六	1 こう こう 腹腔 胸腔 用カテーテルイントロデューサキット	一又は複数の日本産業規格	こう こう 腹腔 又は胸腔 にカテーテルを挿入又は留置するために用いること。
七百七十七	1 動脈採血キット	一又は複数の日本産業規格	動脈からの採血に用いること。
七百七十八	1 点滴開始キット	一又は複数の日本産業規格	医薬品を静脈内に投与するために用いること。
七百七十九	1 透析開始・終了セット	一又は複数の日本産業規格	透析の開始時又は終了時の処置に用いること。
七百八十	1 べん 分娩 時処置用具セット	一又は複数の日本産業規格	べん 分娩 時の産婦及び新生児の処置に用いること。
七百八十一	1 皮膚赤外線体温計	TO六〇――	体表面上の皮膚の体温を測定するために用いること。
七百八十二	1 ベクトル心電計	TO六〇――	ベクトル心電図の記録又は計測を行い、心臓疾患の診断に用いること。
七百八十三	1 超音波診断装置付心電計	TO六〇――	四肢誘導及び胸部誘導を含む最低十二誘導の心電図検査を行うこと又は超音波を用いて体内の形状、性状若しくは動態を可視化し、画像情報を診断のために提供すること。
七百八十四	1 呼吸数モニタ	TO六〇――	呼吸数の測定(呼吸気量を併せて測定する場合を含む。)を行い、連続的な表示及び記録に用いること。
七百八十五	1 X線CT診断装置キセノンガス管理システム	TO六〇――	非放射性キセノン脳血流動態検査に用いること。
七百八十六	1 核医学診断用キセノンガス管理システム	TO六〇――	局所脳血流や局所肺換気機能の検査のために用いること。

七百八十七	1 眼球運動検査装置	T〇六〇――	眼球運動刺激及び眼球位置を検出する装置であり、めまい、内耳機能、平衡機能検査等に用いること。
七百八十八	1 局所麻酔用神経刺激装置	T〇六〇――	局所麻酔を行う際に麻酔針の挿入位置を決めるために用いること。
七百八十九	1 単回使用神経ロケータ	T〇六〇――	外科手術における運動神経の識別若しくは位置確認又は筋肉反応検査に用いること。
七百九十	1 ^{せき} 脊 柱湾曲モニタ	T〇六〇――	^{せき} 脊 柱の形状及び可動性の評価又は測定に用いること。
七百九十一	1 気管切開カニューレ	T〇九九三――	外科的に気道確保を行う際に用いること。
七百九十二	1 シャントバルブプログラマ	T〇六〇――	圧可変式シャントバルブの設定圧を体外から変更するために用いること。
七百九十三	1 輸液・カテーテル用アクセサリ ーセット 2 輸血・カテーテル用アクセサリ ーセット	T〇九九三――	医薬品の投与、採血、カテーテルの接続部の保護又は医薬品若しくは血液の逆流防止に用いること。
七百九十四	1 マニピュレーション・インジェ クション子宮カテーテル	T〇九九三――	子宮内への薬液等の注入若しくは排出又は子宮の位置の操作に用いること。
七百九十五	1 子宮マニピュレーションセット 2 子宮操作用セット	一又は複数の日本産業規格	子宮内への薬液等の注入若しくは排出又は子宮の位置の操作に用いること。
七百九十六	1 粘着性透明創傷被覆・保護材	T〇九九三――	創面の保護、感染の防止及び上皮化の促進に用いること。
七百九十七	1 電動式採卵用吸引器	T〇六〇――	卵又は卵母細胞の吸引又は採取に用いること。
七百九十八	1 遠心型血液成分分離装置用血液 回路 2 遠心型血液浄化装置用回路	T〇九九三――	血液浄化又は輸血のために、専用の装置と組み合わせて、血液成分を分離、採取、洗浄又は濃縮するために用いること。
七百九十九	1 ^{だん} 新生児黄 疸 光線治療器	T〇六〇――	^{だん} 新生児黄 疸 等の治療に用いること。
八百	1 手術用ナビゲーションユニット	T〇六〇――	位置情報を表示することで中枢神経系(脳神経等)を除く外科手術の支援に用いること(トラッキングシステムは光学式に限る。)
八百一	1 歯科用噴射式切削器	T〇六〇――	粉体を吹き付けることによる歯の切削(清掃又は研磨を含む。)に用いること。
八百二	1 ^{こう} 歯科用 咬 合音測定器	T〇六〇――	^{こう} 咬 合音又は ^{こう} 咬 合振動の測定に用いること。
八百三	1 光学的歯石 ^{こう} 歯 垢 検出器	T〇六〇――	光学的性質を利用し、 ^{こう} 歯石 ^{こう} 歯 垢 の検出に用いること。
八百四	1 歯科用イオン導入装置	T〇六〇――	フッ素イオンの歯質への導入に用いること。

八百五	1 能動型機器向け歯科根管内清掃器具	T〇九九三――	根管内の切削 ^{くず} 屑の除去や根管壁の清掃のために用いること。
八百六	1 歯面漂白用活性化装置	T〇六〇――	歯科用漂白材又は医薬品含有歯科用歯面清掃補材を活性化するために用いること。
八百七	1 歯科矯正用材料キット	一又は複数の日本産業規格	歯列矯正に用いること。
八百八	1 歯科用セラミックスキット	一又は複数の日本産業規格	歯科セラミックス製の修復物若しくは補綴 ^{てつ} 物又は歯科用メタルセラミックス修復物を作製するために用いること。
八百九	1 歯冠用硬質レジンキット	一又は複数の日本産業規格	前装冠、ジャケット冠若しくはブリッジによる歯冠修復、暫間被覆冠等の作製又は口腔 ^{こう} 内外での人工歯冠の補修に用いること。
八百十	1 歯冠修復物補修用キット	一又は複数の日本産業規格	歯冠修復物の色調調整又は補修に用いること。
八百十一	1 義歯床用裏装材キット	一又は複数の日本産業規格	義歯床の裏装、改床又は補修に用いること。
八百十二	1 義歯補修キット	一又は複数の日本産業規格	義歯の補修に用いること。
八百十三	1 歯科用セメントキット	一又は複数の日本産業規格	歯科修復物等の合着若しくは接着又は歯の窩洞 ^か の充填 ^{てん} 、裏装若しくは裏層に用いること。
八百十四	1 歯科用セラミック補修キット	一又は複数の日本産業規格	セラミックス製の修復物又は補綴 ^{てつ} 物の補修に用いること。
八百十五	1 歯科用充填 ^{てん} 材料キット	一又は複数の日本産業規格	口腔 ^{こう} 内での歯の窩洞・欠損の成形修復(根管内への適用を除く。)又は人工歯冠の補修に用いること。
八百十六	1 歯科間接修復用コンポジットレジンキット	一又は複数の日本産業規格	歯の窩洞・欠損上又はその模型上で予備硬化後、口腔 ^{こう} 外にて最終硬化させて修復物として用いること。
八百十七	1 歯科用支台築造材料キット	一又は複数の日本産業規格	歯科の支台築造に用いること。
八百十八	1 歯科用象牙質 ^げ 接着材キット	一又は複数の日本産業規格	象牙質を含む窩洞 ^か 若しくは欠損又は人工歯冠等装置への接着に用いること。
八百十九	1 歯科用仮封材料キット	一又は複数の日本産業規格	歯の仮封に用いること。
八百二十	1 歯科用印象材キット	一又は複数の日本産業規格	口腔 ^{こう} 内の印象採得に用いること。
八百二十一	1 歯科金属接着用キット	一又は複数の日本産業規格	金属製修復物又は装置の接着に用いること。

八百二十二	1 歯科根管ポスト成形品キット	一又は複数の日本産業規格	てつ 歯科修復物、補綴物等の維持又は補強に用いること。
八百二十三	1 血管造影用カテーテル 2 非中心循環系動脈用カテーテル 3 ガイディング用血管内カテーテル 4 非中心循環系血管内カテーテル 5 非中心循環系塞栓除去用カテーテル 6 非中心循環系バルーン拡張式血管形成術用カテーテル 7 スネア用カテーテル 8 非中心循環系閉塞術用血管内カテーテル 9 注入用カテーテル	T三二六八	血管に挿入留置し、造影、輸血、採血、血圧測定、カテーテル等の誘導、異物若しくは凝血塊の除去、狭さく 窄部の拡張、一時閉塞又は薬液注入に用いること。ただし、非中心循環系で用いるものに限る。
八百二十四	1 はり 鍼 電極低周波治療器	T〇六〇――	はり 身体に鍼電極を挿入して神経及び筋を刺激し、鎮痛又は筋萎縮改善に用いること。
八百二十五	1 関節鏡用液体拡張装置 2 子宮鏡用液体拡張装置	T〇六〇――	関節鏡又は子宮鏡使用下で組織の拡張又は洗浄に用いること。
八百二十六	1 非静注インフュージョンポンプ	T〇六〇――	泌尿器科又は産婦人科の診療において、経尿道的又は経腔的に医薬品及び溶液を注入するために用いること。
八百二十七	1 MR組合せ型ポジトロンCT装置	T〇六〇―― Z四九五ー	患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出したポジトロンCT画像情報及び当該患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理した磁気共鳴再構成画像並びにこれらの画像を重ね合わせた画像及び補正等によりこれらの画像を重ね合わせた画像を診療のために提供すること。なお、MR装置の静磁場強度は四テスラ以下であること。
八百二十八	1 汎用X線診断装置用プログラム	T〇六〇―― 三 Z四七五――二 五四	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
八百二十九	1 汎用一体型X線診断装置用プログラム	T〇六〇―― 三 Z四七五――二 五四	人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
八百三十	削除	削除	削除
八百三十一	1 汎用X線透視診断装置用プログラム	T〇六〇―― 三 Z四七五――二 五四	透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
八百三十二	1 汎用一体型X線透視診断装置用プログラム	T〇六〇―― 三	透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離

		Z四七五――二―五四	作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
八百三十三	1 循環器用X線透視診断装置用プログラム	T〇六〇―――三 Z四七五――二―四三	循環器透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
八百三十四	1 乳房用X線診断装置用プログラム	Z四七五――二―四五	乳房を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して乳房画像情報を診療のために提供すること。
八百三十五	1 泌尿器・婦人科用X線透視診断装置用プログラム	T〇六〇―――三 Z四七五――二―五四	泌尿器又は婦人科用の透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
八百三十六	1 腹部集団検診用X線診断装置用プログラム 2 胸部集団検診用X線診断装置用プログラム 3 胸・腹部集団検診用X線診断装置用プログラム	T〇六〇―――三 Z四七五――二―五四	集団検診を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
八百三十七	1 腹部集団検診用一体型X線診断装置用プログラム 2 胸部集団検診用一体型X線診断装置用プログラム 3 胸・腹部集団検診用一体型X線診断装置用プログラム	T〇六〇―――三 Z四七五――二―五四	集団検診を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供すること。
八百三十八	1 歯科用パノラマX線診断装置用プログラム 2 歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置用プログラム	T六〇六〇――二―六三	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部、 ^{がく} 顎部の画像情報を提供すること。
八百三十九	1 口外汎用歯科X線診断装置用プログラム	T〇六〇―――三 Z四七〇三 Z四七五――二―七 Z四七五――二―二八	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、 ^{がく} 歯科診療のための歯又は顎部の画像情報を提供すること。
八百四十	1 頭蓋計測用X線診断装置用プログラム	T〇六〇―――三 Z四七〇三 Z四七五――二―七 Z四七五――二―二八	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
八百四十一	1 頭蓋計測用一体型X線診断装置用プログラム	T六〇六〇――二―六三	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
八百四十二	1 X線CT診断装置用プログラム	Z四七五――二―四四又はIEC六〇	患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。

		六〇―二―四 四	
八百四十三	1 アーム型X線CT診断装置用プログラム	T〇六〇――	アーム構造を利用して、患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。
八百四十四	1 ガンマカメラ用プログラム 2 SPECT装置用プログラム	T〇六〇――	体内における放射性同位元素の分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること(CTによる画像情報を診療のために提供することは除く。)
八百四十五	1 核医学診断用ポジトロンCT装置用プログラム	T〇六〇――	患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布を、ガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること。
八百四十六	1 超音波画像診断装置用プログラム	T〇六〇―二― 三七	超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し、画像情報を診療のために提供すること。
八百四十七	1 超音波骨密度測定装置用プログラム	T〇六〇――	骨の性状の診断のため、 ^{しょう} 踵骨を伝ば播する超音波パルスの音速又は減衰若しくはその両方を計測すること。
八百四十八	1 MR装置用プログラム	Z四九五―又はIE C六〇六〇―二― 三三	患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。
八百四十九	1 コンピューテッドラジオグラフ用プログラム	T〇六〇――	光輝尽性蛍光板に蓄像したX線画像をレーザビーム等の走査で取り出し、コンピュータ処理した画像情報を診療のために提供すること。
八百五十	1 X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフ用プログラム	T〇六〇――	X線パターンをX線平面検出器で撮像し、コンピュータ処理した画像情報を診療のために提供すること。
八百五十一	1 連続測定電子体温計用プログラム	T〇六〇――	人体の開口部内又は体表面の温度について、体温計、その温度プローブ、変換アダプタ又はその組合せた測温部を接触又は位置させ、連続的に体温やその変化を測定し、デジタル表示すること。
八百五十二	1 熱流補償式体温計用プログラム	T〇六〇――	人の深部の温度について、測温部を部位に接触させ、連続的に当該部位の体温やその変化を熱流補償式により測定し、デジタル表示すること。
八百五十三	1 耳赤外線体温計用プログラム	T四二〇七	人の鼓膜及びその周辺の赤外線を測定することによって当該部位の温度を測定することにより、体温を測定し、デジタル表示すること。
八百五十四	1 電子血圧計用プログラム	T―――五	健康管理のために収縮期血圧及び拡張期血圧を非観血的に測定すること。

八百五十五	1 医用電子血圧計用プログラム	T一五	動脈血圧の非観血的測定により、収縮期及び拡張期血圧を表示すること。
八百五十六	1 胎児超音波心音計用プログラム	T一五〇六	心拍動又は血流若しくは心拍動及び血流を検出すること。
八百五十七	1 汎用心電計用プログラム	T〇六〇一	四肢誘導及び胸部誘導を含む最低十二誘導の心電図検査を行うこと。
八百五十八	1 視覚誘発反応刺激装置用プログラム 2 聴覚誘発反応刺激装置用プログラム 3 聴覚誘発反応測定装置用プログラム 4 筋電計用プログラム 5 電気誘発反応刺激装置用プログラム 6 顔面神経刺激装置用プログラム 7 体性感覚誘発神経電気刺激装置用プログラム 8 診断用神経筋電気刺激装置用プログラム 9 誘発反応測定装置用プログラム 10 眼振計用プログラム 11 網膜電位計用プログラム 12 視覚誘発反応測定装置用プログラム 13 眼電位計用プログラム 14 神経モニタ用プログラム 15 他覚式聴力検査装置用プログラム 16 耳音響放射測定機能付聴覚誘発反応測定装置用プログラム 17 位置決定用神経探知刺激装置用プログラム 18 眼球運動刺激装置用プログラム	T〇六〇一	自発的、意図的又は刺激によって誘発される生体電位を導出及び分析し、それらの情報を提供すること。
八百五十九	1 炭酸ガス分析装置用プログラム 2 カプノメータ用プログラム	T〇六〇一	患者の呼気及び吸気の二酸化炭素ガス濃度を測定し、呼吸管理に関する情報を提供すること。
八百六十	1 パルスオキシメータ用プログラム	T八〇六〇一—二—六—	動脈血の経皮的酸素飽和度を測定し、表示すること。
八百六十一	1 マルチガスモニタ用プログラム	T〇六〇一	患者の呼気又は吸気若しくはその両方の揮発性麻酔ガス、亜酸化窒素ガス、酸素ガス濃度及び二酸化炭素ガスの濃度を測定し、麻酔管理に関する情報を提供すること。
八百六十二	1 パルスオキシ・カプノメータ用プログラム	T〇六〇一	患者の動脈血の経皮的酸素飽和度、呼気終末二酸化炭素ガス濃度及び吸気二酸化炭素ガス濃度を測定し、呼吸管理に関する情報を提供すること。
八百六十三	1 機能検査オキシメータ用プログラム	T〇六〇一	人体に照射した近赤外光又は可視光若しくはその両方を検出すること

			で、血液中のヘモグロビンの相対的な濃度、濃度変化又は酸素飽和度若しくはそれらの組み合わせを計測し、情報を診療のために提供すること。
八百六十四	1 成人用肺機能分析装置用プログラム	T〇六〇――	成人患者の肺におけるガスの換気を測定することにより、呼吸系の機能及び効率に関する情報を提供すること。
八百六十五	1 肺運動負荷モニタリングシステム用プログラム	T〇六〇――	負荷運動中の患者における呼気又は吸気若しくはその両方の流量及び酸素濃度を測定する(二酸化炭素濃度を同時に測定する場合を含む)ことにより、運動中の肺機能及び代謝循環情報を提供すること。
八百六十六	1 雑音発生オーディオメータ用プログラム 2 視覚強化オーディオメータ用プログラム 3 純音オーディオメータ用プログラム 4 語音用オーディオメータ用プログラム	Tー二〇――	語音聴覚検査を含む聴覚機能の検査に使用すること。
八百六十七	1 オーディオメータ用プログラム	Tー二〇――	聴覚機能の検査に使用すること。
八百六十八	1 インピーダンスオーディオメータ用プログラム	T〇六〇――	外耳道の加減圧に伴う音響インピーダンスの変化を計測するチンパノメトリー検査、音刺激に対する耳小骨筋の反射に起因する音響インピーダンスの変化を計測する耳小骨筋反射検査又はそれらの両方を行うこと。
八百六十九	1 純音聴力検査及び語音聴覚検査機能付インピーダンスオーディオメータ用プログラム	T〇六〇――	外耳道の加減圧に伴う音響インピーダンスの変化を計測するチンパノメトリー検査、音刺激に対する耳小骨筋の反射に起因する音響インピーダンスの変化を計測する耳小骨筋反射検査又はそれらの両方を行い、更に純音聴力検査及び語音聴覚検査を行うこと。
八百七十	1 眼底カメラ用プログラム	T七三二〇	被検眼に接触せずに瞳孔を通じて眼底を観察、撮影又は記録し、眼底画像情報を診断のために提供すること。
八百七十一	1 眼撮影装置用プログラム	T〇六〇――	眼球及びその付属器を観察、撮影又は記録し、電子画像情報を診断のために提供すること。
八百七十二	1 超音波内視鏡観測システム用プログラム	T〇六〇――ニ ーハ T〇六〇――ニ 三七 Tー五五三	体内、 ^{こう} 管腔、 ^{こう} 体腔又は体内 ^{こう} 腔に ^{こう} 挿入し、体内、 ^{こう} 管腔、 ^{こう} 体腔又は体内 ^{こう} 腔の観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供するとともに、超音波を用いて体内の形状、性状又は

			動態を可視化し超音波検査を行うこと。
八百七十三	1 家庭用マッサージ器用プログラム 2 針付バイブレータ用プログラム	T二〇〇ニ	あんま、マッサージの代用。一般家庭で使用するこゝと。
八百七十四	1 家庭用低周波治療器用プログラム	T二〇〇三	肩こりの緩解、麻痺した筋肉の萎縮の予防及びマッサージ効果。一般家庭で使用するこゝと。
八百七十五	1 X線CT組合せ型循環器X線診断装置用プログラム	T〇六〇――― 三 Z四七五――二― 四三 Z四七五――二― 四四	X線CT診断装置(患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供する装置)及び循環器用X線透視診断装置(循環器透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して人体画像情報を診療のために提供する装置)を具備し、X線CT診断と循環器用X線透視診断を同時に使用することが不可能なシステムであり、両方の撮影による画像を複合的に処理することで新たな診断情報を提供しないこと。
八百七十六	1 長時間心電用データレコーダ用プログラム 2 リアルタイム解析型心電図記録計用プログラム	T〇六〇―――	患者が携行し、心電図記録を行うこと。
八百七十七	1 経皮血中ガス分析装置用プログラム	T〇六〇―――	経皮的に血中の酸素分圧、二酸化炭素分圧又は酸素分圧及び二酸化炭素分圧を測定し、表示するために用いること。
八百七十八	1 耳音響放射装置用プログラム	T〇六〇―――	耳から放射される微弱な音を記録及び分析すること。
八百七十九	1 発声機能検査装置用プログラム	T〇六〇―――	発声強度、基本周波数及び呼気流量を測定する(呼気圧を測定する場合を含む。)ことにより、発声器官の機能障害の検査に用いること。
八百八十	1 発作時心臓活動記録装置用プログラム	T〇六〇―――	医師の指導の下に患者が携行し、発作時の心電図記録を行うこと。
八百八十一	1 脳波計用プログラム	T〇六〇―――	脳の活動電位の導出、記録若しくは分析又はそれらの組合せにより、診療のための情報を提供すること。
八百八十二	1 経皮血中ガス分析装置・パルスオキシメータ組合せ生体現象監視用機器用プログラム 2 経皮血液ガスセンサ・パルスオキシメータプローブ組合せ生体現象監視用機器用プログラム	T〇六〇―――	経皮的に血中の酸素分圧、二酸化炭素分圧又は酸素分圧及び二酸化炭素分圧を測定し、及び表示するとともに動脈血の経皮的酸素飽和度を測定し、及び表示すること。
八百八十三	1 耳管機能検査装置用プログラム	T〇六〇―――	えん 嚥 下運動に伴う鼻 腔 と外耳道の間 の通音性の変化、えん 嚥 下運動を含む生 理現象によって中耳 腔 が解放される

			際の圧力の変化又はその両方を観測することにより、耳管の開閉機能の検査に用いること。
八百八十四	1 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置用プログラム	T〇六〇―― Z四七五――二―― 四四	患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報、当該患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理した再構成画像及びこれらの画像を重ね合わせた画像を診療のために提供すること。
八百八十五	1 ポジトロンCT組合せ型SPECT装置用プログラム	T〇六〇――	ポジトロンCT撮影及びSPECT撮影は同時に行わずに、体内における放射性同位元素の分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること(X線による画像情報を診療のために提供することは除く。)
八百八十六	1 ホルタ解析装置用プログラム	C六二三六八――	患者が携行する記録装置によりあらかじめ記録された長時間の心電図を患者環境外において解析すること。
八百八十七	1 電動式液晶サーモグラフィ装置用プログラム	T〇六〇――	体表温度分布を計測、表示又は分析するために用いること。
八百八十八	1 核医学装置ワークステーション用プログラム 2 MR装置ワークステーション用プログラム 3 X線画像診断装置ワークステーション用プログラム 4 超音波装置ワークステーション用プログラム 5 汎用画像診断装置ワークステーション用プログラム	C六二三六八――	画像診断装置等から提供された人体の画像情報をコンピュータ処理し、処理後の画像情報を診療のために提供すること(自動診断機能を有するものを除く。)
八百八十九	1 X線CT組合せ型SPECT装置用プログラム	T〇六〇―― Z四七五――二―― 四四	患者に投与した放射性医薬品の体内における分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報、当該患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理した再構成画像及びこれらの画像を重ね合わせた画像を作成し、診療のために提供すること。
八百九十	1 電子聴診器用プログラム	T〇六〇――	聴診器を部位に接触させて、心音等を検出し、電氣的に増幅させた音を診療のために提供すること。
八百九十一	1 心電図電話伝送装置用プログラム	T〇六〇――	心電図等の情報を電話回線等を用いて送信するために用いること。
八百九十二	1 胎児聴覚誘発反応刺激装置用プログラム	T〇六〇――	音刺激を用いて胎児の状態を観察するために用いること。
八百九十三	1 こう 鼻 腔 抵抗計測装置用プログラム	T〇六〇――	こう 鼻 腔 内の気流及び気圧の測定に用いること。

八百九十四	1 平衡機能検査システム用プログラム	T〇六〇—	平衡機能の検査を行うため、重心の位置、移動等の測定に用いること。
八百九十五	1 喉頭ストロボスコープ用プログラム	T〇六〇—	声帯の運動等の状態を観察するために用いること。
八百九十六	1 核医学診断用リング型SPECT装置用プログラム	T〇六〇—	体内における放射性同位元素の分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること(X線による画像情報を診療のために提供することを除く。)
八百九十七	1 RI動態機能検査装置用プログラム	T〇六〇—	体内の放射性同位元素濃度の時間的変動を測定及び記録すること。
八百九十八	1 フィルム読取式デジタルラジオグラフ用プログラム	T〇六〇—	X線フィルムに記録された画像を読み取り、画像情報を診療のために提供すること。
八百九十九	1 電子管出力読取式デジタルラジオグラフ用プログラム	T〇六〇—	X線パターンをX線蛍光増倍管で撮像し、コンピュータ処理した画像情報を診療のために提供すること。
九百	1 容積補償式血圧計用プログラム	T〇六〇—	動脈血圧を非観血的に測定すること。
九百一	1 血圧脈波検査装置用プログラム	T〇六〇—	非観血血圧、心電図、心音図、脈波図等を測定し、動脈の伸展性又は下肢血管の血流障害の検査に用いること。
九百二	1 脳磁計用プログラム	T〇六〇—	脳から発生する磁気又は磁気源を計測すること。
九百三	1 熱希釈心拍出量計用プログラム	T〇六〇—	熱希釈法により、心拍出量を測定すること。
九百四	1 色素希釈心拍出量計用プログラム	T〇六〇—	色素希釈法により、心拍出量を測定すること。
九百五	1 インピーダンス心拍出量計用プログラム	T〇六〇—	胸郭インピーダンスの変化から心拍出量を測定すること。
九百六	1 動脈圧心拍出量計用プログラム	T〇六〇—	動脈圧波形の変化から心拍出量を測定すること。
九百七	1 パルスカウンター心拍出量計用プログラム	T〇六〇—	パルスカウンタ法により、心拍出量を測定すること。
九百八	1 睡眠評価装置用プログラム	T〇六〇—	睡眠中の生体信号を記録すること。
九百九	1 超音波血流計用プログラム	T〇六〇—	超音波を用いて血流の速度から血流量を測定すること。
九百十	1 尿動態測定システム用プログラム	T〇六〇—	排尿機能の検査に用いること。
九百十一	1 全身プレティスモグラフ用プログラム	T〇六〇—	呼気若しくは吸気の流量又は体積若しくは気密チャンバの圧力変化の測定により、呼吸系の機能に関する情報を提供すること。
九百十二	1 心臓運動負荷モニタリングシステム用プログラム	T〇六〇—	運動中の心電図の測定及び記録に用いること。
九百十三	1 心電・血圧ホルタ記録器用プログラム	T〇六〇—	長時間の心電図及び血圧の測定及び記録に用いること。

九百十四	1 磁気刺激装置用プログラム	T〇六〇――	磁気を用いて中枢神経又は末梢 ^{しょう} 神経を刺激し、生体の誘発反応の検査に用いること。
九百十五	1 セントラルモニタ用プログラム	C六二三六八――	患者環境外において生体情報を収集し監視すること。
		T〇六〇――	患者環境内外において生体情報を収集し監視すること。
九百十六	1 非観血血圧モニタ用プログラム 2 多項目モニタ用プログラム 3 呼吸モニタ用プログラム 4 心電図モニタ用プログラム 5 脳波モニタ用プログラム 6 可搬型多項目モニタ用プログラム 7 心臓内オキシメータ用プログラム	T〇六〇――	生体情報を収集し監視すること。
九百十七	1 観血血圧モニタ用プログラム	T〇六〇――	血圧を観血的に測定及び表示すること。
九百十八	1 テレメトリー式心電計用プログラム 2 テレメトリー式脳波計用プログラム 3 テレメトリー式生体信号測定装置用プログラム	T〇六〇――	生体情報を収集し無線等を用いて送信若しくは受信又は記録すること。
九百十九	1 呼吸抵抗計用プログラム	T〇六〇――	呼吸抵抗を測定すること。
九百二十	1 電子式診断用スパイロメータ用プログラム	T〇六〇――	肺の空気量及び気流の速度を測定すること。
九百二十一	1 呼吸機能測定装置用プログラム	T〇六〇――	呼気又は吸気の流量又は体積及びガス濃度、圧力若しくは温度の測定により、呼吸系の機能及び効率に関する情報を提供すること。
九百二十二	1 自動視野・眼撮影装置用プログラム	T〇六〇――	視野の測定及び眼球等の観察、撮影又は記録に用いること。
九百二十三	1 神経疾患診断用定量的感覚検査器用プログラム	T〇六〇――	振動覚の検査に用いること。
九百二十四	1 前庭機能熱刺激装置用プログラム	T〇六〇――	前庭機能の検査に用いること。
九百二十五	1 電気味覚計用プログラム	T〇六〇――	電流を用いて舌を刺激し、味覚の検査に用いること。
九百二十六	1 体成分分析装置用プログラム	T〇六〇――	体の水分量、除脂肪量等を測定すること。
九百二十七	1 内視鏡挿入形状検出装置用プログラム	T〇六〇――	内視鏡から発生する磁気を体外から検出することにより、内視鏡の挿入状態を表示すること。
九百二十八	1 歯科診断用口腔 ^{こう} 内カメラ用プログラム	T〇六〇――	口腔 ^{こう} 内を撮影し、画像情報を診療のために提供すること。
九百二十九	1 骨X線吸収測定装置用プログラム	T〇六〇――	患者に対してX線を照射し、その透過度をコンピュータ処理して得られた

			骨密度を診療のために提供すること。
九百三十	1 皮膚赤外線体温計用プログラム	T〇六〇――	体表面上の皮膚の体温を測定するために用いること。
九百三十一	1 ベクトル心電計用プログラム	T〇六〇――	ベクトル心電図の記録又は計測を行い、心臓疾患の診断に用いること。
九百三十二	1 超音波診断装置付心電計用プログラム	T〇六〇――	四肢誘導及び胸部誘導を含む最低十二誘導の心電図検査を行うこと又は超音波を用いて体内の形状、性状若しくは動態を可視化し、画像情報を診断のために提供すること。
九百三十三	1 眼球運動検査装置用プログラム	T〇六〇――	眼球運動刺激及び眼球位置を検出する装置であり、めまい、内耳機能、平衡機能検査等に用いること。
九百三十四	1 手術用ナビゲーションユニット用プログラム	T〇六〇――	位置情報を表示することで中枢神経系(脳神経等)を除く整形外科手術の支援に用いること(トラッキングシステムは光学式に限る。)
九百三十五	1 MR組合せ型ポジトロンCT装置用プログラム	T〇六〇―― Z四九五	患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出したポジトロンCT画像情報及び当該患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理した磁気共鳴再構成画像並びにこれらの画像を重ね合わせた画像及び補正等によりこれらの画像を重ね合わせた画像を診療のために提供すること。
九百三十六	1 硬性手術用ランバースコープ	T〇六〇――二 一八一五五三	後方傍正中アプローチにおける腰等の観察、診断又は治療のための画像を提供すること。ただし、中枢神経系に使用するものを除く。
九百三十七	1 家庭用炭素弧光灯治療器	T二〇〇――	炭素弧光灯による温熱効果。一般家庭で使用する事。
九百三十八	1 骨盤臓器脱用ペッサリー	T〇九九三――	ちつ 腔に挿入し、骨盤臓器の支持に用いること。
九百三十九	1 眼科用 ^{かん} 灌流・吸引ユニット用 単回使用眼内プローブ	T〇九九三――	眼科手術を行う際に、眼内に挿入 ^{かん} し、灌流又は吸引若しくはその両方に用いること。
九百四十	1 単回使用眼科用トロカール類	T〇九九三――	眼球壁に作業用チャンネルを作製・維持し、眼科手術に用いること。
九百四十一	1 単回使用眼内照明プローブ	T〇九九三――	眼科手術において、眼内照明等に用いること。